

長野県山岳観光の新たな道標に

～長野県山岳ガイド資格制度のあり方について～

平成23年1月

長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会

長野県山岳観光の新たな道標に
～長野県山岳ガイド資格制度のあり方について～

目 次

はじめに	1
「長野県山岳ガイド資格制度のあり方について」の概要	5
第1章 長野県における登山・山岳ガイドに関する現状と課題	7
第1 現状	7
1 登山者の現状	7
2 山岳遭難の現状	10
3 ツアー登山	11
4 信州登山案内人	13
5 外国人登山者	17
第2 課題	18
1 本県における登山・山岳ガイドに関する課題	18
2 長野県観光案内業条例に関する課題	18
第3 検討の内容	20
1 検討にあたっての基本的な考え方	20
2 検討項目	23
第2章 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方	24
第1 長野県独自の山岳ガイド資格の必要性	24
第2 長野県において求められる山岳ガイド	25
1 安全確保能力	25
2 登山に関する一般的な知識	25
3 山の歴史や文化に関する知識	26
4 コミュニケーション能力（接客やおもてなし）	26

第3	山岳ガイド資格制度のあり方	28
1	本県の山岳ガイド資格制度のあり方	28
2	職能範囲に関する検討	30
3	試験	31
4	研修	36
5	作業部会の設置	39
6	全国レベルの山岳ガイド資格	39
7	他の都道府県における山岳ガイド資格	42
8	外国の山岳ガイド資格制度	43
9	長野県山岳総合センターの研修機能	45
10	国における山岳ガイド資格制度構築の必要性	46
第4	資格の更新	49
第5	現在の有資格者への対応	50
1	高齢の信州登山案内人への対応	50
2	現役ガイドに対する研修の義務付け	51
第6	まとめ	52
第3章	ツアー登山を企画する旅行会社への対応	54
第1	現状	55
第2	課題	56
第3	対応策	57
第4章	安全安心な登山を実現するための方策	58
第1	一般登山者	58
1	現状	58
2	課題	58
3	対応策	58
4	参考事例	59
第2	外国人登山者	60
1	現状	60

2	課題	6 1
3	対応策	6 2
第5章 山岳ガイド資格制度の周知		6 5
第1	現状	6 5
第2	対応策	6 5
第6章 長野県山岳観光の振興のための提言		6 6
おわりに		6 8
付属資料		7 1
別冊資料集		

はじめに

長野県山岳観光の新たな道標に

(山岳観光の現状)

長野県は四季折々の美しい自然と多彩な地域文化に恵まれた日本国内有数の観光県である。しかしながら、国内外の観光地間競争が激化する中、観光旅行客数や観光消費額は近年減少傾向にあり、厳しい状況にある。

「四方に^{そび}聳ゆる山々は御嶽乗鞍駒ヶ岳浅間は殊に活火山いずれも国の鎮めなり」と、県歌「信濃の国」に歌われるように、本県が有する様々な観光資源で、最も特徴的なもののひとつが「山岳」である。古くは、御嶽講道者による御嶽登山、越中の念仏僧播隆による槍ヶ岳開山、そして20世紀初頭には北アルプス最初の営業小屋、白馬山荘の開業など、本県の山岳に関する登山の歴史は古い。これを生かした山岳観光は本県観光の原点ともいえる。

本県における山岳観光、とりわけ登山は、観光における成長分野のひとつである。誰に対しても平等に楽しさを与えてくれる一方、時には厳しさも教えてくれる荘厳で雄大な山岳を、今後も本県観光の特色と位置付け、継承していく必要がある。

山岳観光、特に「登山」については、中高年層を中心とした、いわゆる「登山ブーム」がおこり、健康志向も手伝って非常に高い人気を保っている。最近は、「山ガール」と呼ばれる女性を中心とした若年層の登山者も増加している。

また、計画の立案から交通機関や宿泊先の手配までを旅行会社が担ってくれ、ガイドに付いていけば山頂に到着できるツアー登山は、その手軽さ故に、登山の知識や技術を学ぶ機会があまりないまま登山を始めた中高年登山者に人気が高く、登山者増加の要因のひとつとなっている。

さらには、自国では標高の高い山を有しない外国人旅行者にとっても、日本での登山は魅力的であり、外国人登山者は増加傾向がうかがえる。

(古い歴史を有する長野県の山岳ガイド)

本県には、「信州登山案内人」と呼ばれる独自の山岳ガイド資格制度がある。この制度は、大正14年に定められた「登山者休泊所及案内者取締規則」を引き継ぎ、昭和28年に制定された長野県観光案内業条例に基づく、歴史ある制度である。現在約500人の登山案内人が活動している。多くは山岳遭難防止対策協会の遭難救助隊員を兼ねており、本県の山岳観光に欠くことのできない、意義ある存在となっている。

一方この制度については、①根拠となる長野県観光案内業条例では、県内で業を営む全ての観光ガイドを対象とすると解されるものの、実際には山岳ガイドにのみ適用していること、②報酬を得て観光客の案内業を営むには知事による許可が必要とされながらも、無許可の者が存在すること等の課題がある。しかしながら、これらの課題を認識しながらも条例制定から50年以上が経過した現在まで、制度の見直しは行われていない。

(中高年登山者及びツアー登山に係る山岳遭難事故の増加)

登山は危険と隣り合わせのレジャーであることを否定できない。近年、中高年登山者の増加に伴い、遭難事故全体に占める中高年遭難者の割合は年々増加している。

また、平成21年7月には、北海道トムラウシ山でツアー登山者の大規模な遭難事故が発生した。ツアー登山自体の遭難事故発生率は高くないと言われているものの、事故原因は山岳ガイドの判断ミスとされ、改めて山岳ガイドの資質の重要性が指摘されたところである。

(研究会の設置)

長野県では、先に述べた中高年登山者の遭難の増加をはじめとする登山における諸課題、信州登山案内人制度に関する諸課題に対応するため、「山岳ガイド

資格制度の望ましいあり方」を検討することとした。平成22年5月31日に「長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会」を設置し、これまでに5回にわたって研究会を開催し、密度の濃い議論を重ねてきた。

研究会では、①長野県独自の山岳ガイド資格制度の必要性、②長野県において求められる山岳ガイドの能力、③試験のレベル、④資格更新の方法といった本県の山岳ガイド資格のあり方に加え、⑤一般登山者への対応、⑥ツアー登山を企画する旅行会社への対応と、多岐にわたるテーマについて検討を進めた。

また、当初予定されたこれらの事項にとどまらず、現在の本県の登山を取巻く様々な状況にまで視野を広げて検討を行った。

検討が進む中で、委員は大きくふたつの共通認識を持つようになった。

1点目は、本県における山岳ガイドは、本県の山岳と登山者（顧客）をつなぐソフトインフラストラクチャーであること。

2点目は、本県の山岳ガイドに求められる能力としては、一般的な安全確保能力や登山に関する一般的な知識のほかに、山の歴史や文化に関する知識、依頼者とのコミュニケーション能力である。

これらは、長野県の独自性を象徴する考え方として強調すべきという意見が多かった。

以上の共通認識を踏まえつつ、「長野県山岳観光の振興」を大目標として掲げ、具体的な対応策については、①新たな山岳ガイド資格制度の構築のための条例改正と制度の詳細設計、②山岳ガイドの資質の向上のための研修制度の充実、③ウェブサイト等による山岳ガイド資格制度の周知及び旅行会社への働きかけの強化、④登山者への啓発、知識・技術の向上のための、長野県山岳総合センターの機能強化や登山案内板の外国語表記、通訳ボランティアの配置などを内容とする方向へ意見が集約されていった。

（長野県の山は、長野県の山岳ガイドで）

マスコミの注目度も高く、全国的にも登山や山岳ガイドへの関心が日増しに

高まる中での検討の過程で、委員全てが常に留意した点は、「本県を訪れる登山者が、安全安心に登山を楽しみ、本県の山の歴史、文化に触れてもらうこと。そして、再び本県を訪れてもらうこと。」である。

「登山は自己責任で」は、昔も今も大原則であることに変わりはないが、登山をめぐる環境が変化した現在、山岳ガイドにも新しい役割が求められる。長野県の山岳ガイドは、登山者と本県をつなぐ存在である。

地域に根差し、地域に精通した本県の山岳ガイドが、自信と誇りを持ってガイド活動を行える制度を構築してほしい。

(終わりに)

本研究会の役割は、この制度の理念、今後の基本的な方向性等をとりまとめるところまでであり、制度の詳細な検討は今後に委ねたい。

長野県においては、この提言を踏まえ、信州登山案内人制度をより良いものとし、山岳観光をより一層推進していくことに期待したい。

最後に、とりまとめに当たっては、毎回長時間の会議にもかかわらず積極的なご発言をいただいた委員及びオブザーバー各位の多大なるご協力、また、最先端で活動されている信州登山案内人の皆様のご協力なくしては成し得なかったと考えている。関係各位に深く感謝申し上げる次第である。

平成23年1月

長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会

座長 菊地俊朗

「長野県山岳ガイド資格制度のあり方について」の概要

現行の資格制度

- 長野県内で登山案内業を営むには、知事による許可が必要とされ、そのための試験を実施している。（根拠：長野県観光案内業条例 昭和28年）
- この登山案内業者を「信州登山案内人」と呼んでいる。

1 現状

2 課題

3 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方

4 長野県山岳観光振興のための提言

		基本的な考え方	検討項目	議論のまとめ	目的	内容	手段
長野県の登山	(1) 中高年登山者や山ガールをはじめとした初心者の増加。 (2) 本格的なクライミングは少数。 (3) 未組織登山者の増加。 (4) ツアー登山の隆盛。 (5) 外国人登山者の増加。	長野県における新しい山岳ガイド資格制度のあり方 (信州登山案内人制度の見直し)	(1) 山岳ガイドは、本県の山岳と登山者をつなぐソフトインフラ。	(1) 地元の人に精通した独自の山岳ガイドが必要。 (2) 本県の山岳ガイドに求められる能力と知識は4点。 ① 安全確保能力 ② 登山に関する一般的な知識 ③ 山の歴史や文化に関する知識 ④ コミュニケーション能力(接客やおもてなし)	(1) 登山者の満足度向上	① 新たな山岳ガイド資格制度の構築	○ 条例制定懇話会 ↓ ・ 条例制定 (営業許可→能力認証) ○ 作業部会 ↓ ・ 試験制度見直し (詳細設計)
	(1) 山岳遭難者に占める中高年者割合が増加。 (2) 登山界全体としては、 ① 知識、技術、経験が十分でない登山者が増加、② 山岳会等の衰退に伴い、正しい知識を学ぶ場が減少。 (3) ツアー登山については、① 参加者のレベル、年齢が多様であること、② ガイドの質が様々であることなどから生ずる危険性が存在。 (4) 多くの外国人登山者は、知識、装備が不十分。		(2) 登山をめぐる環境の変化に積極的に対応。				
長野県観光案内業条例	(目的) (1) 悪質な客引きや料金等のトラブルの防止。 (2) 観光案内業者の資質の向上及び業務の適正化。 (経過) ○ 条例制定から現在まで大きな見直しはなく、ほぼ制定当初の形で存続。	一般登山者への対応 ツアー登山企画旅行会社への対応	(3) 旅行者(登山者)のニーズに対応。	(4) 資格のレベルは、現実のガイドが対象としている、入門から中級までの登山に対応。	(2) 安全、安心な登山の実現	② ガイドの資質向上 ③ ガイド資格制度の周知 ④ 旅行会社への働きかけ	○ ウェブサイト、情報誌ほかによるPR ○ 直接的な働きかけ
	(1) 運用により山岳ガイドにのみ適用。 (2) 報酬を得てガイド業を行う場合には知事の許可が必要とされながら、無許可による者が存在。 (3) 無許可ガイドに対しては罰則規定があるが、これを取り締まることは困難。		(3) 本県資格のあり方(試験レベル、研修、資格更新の方法、有資格者への対応)	(5) 山岳ガイドの能力向上を図るため、研修を充実強化。			
			(4) 本県山岳観光を取り巻く諸課題にも視野を拡大。	(6) 資格更新の条件として、研修受講を義務付け。一線から退いているガイドには一定の配慮。			
			(4) 一般登山者、外国人登山者への対応	(1) 基本的な知識、正しい知識の習得促進。 (2) 山岳総合センター研修講座の充実強化の検討が必要。			
				○ 本県の山岳ガイドの活用に向けた、積極的な情報発信が必要。			

第1章 長野県における登山・山岳ガイドに関する現状と課題

第1 現状

1 登山者の現状

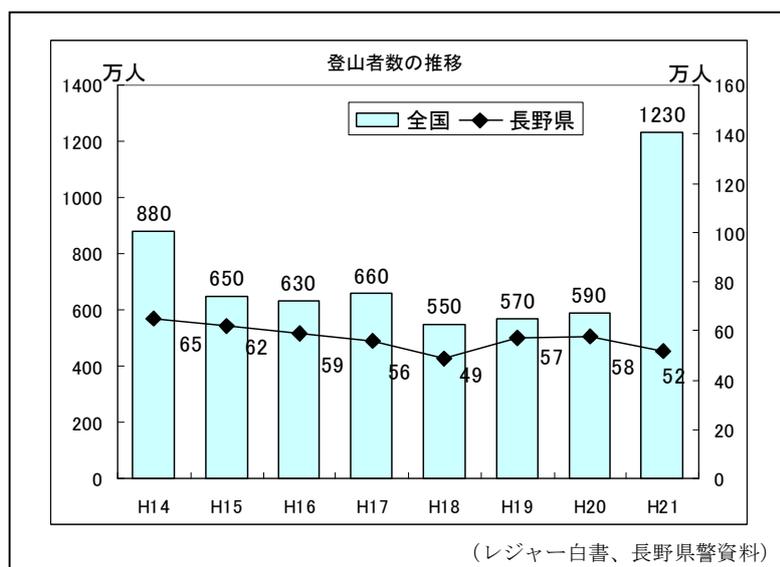
(1) 登山者数

～登山者数は全国では約600万人、長野県では約50万人～

- 経済産業省所管の財団法人日本生産性本部が毎年刊行している「レジャー白書」によると、国内の登山人口は平成5年の940万人がピークで、近年は600万人前後で推移してきた。

(※ レジャー白書の平成21年データは、前年の倍増となる1230万人となったが、これは調査方法が変更されたことによる。)

- 北アルプス、八ヶ岳連峰など日本を代表する山岳を有し、多くの登山者が訪れる本県については、平成21年の登山者数は52万1000人であり、ここ5年はほぼ横ばいとなっている。



(参考) レジャー白書の調査方法の変更について

区分	レジャー白書2010	(参考)レジャー白書2009
調査対象	全国15～79歳男女	全国15歳以上男女
有効回収数	3,110	2,415
調査方法	インターネット調査	訪問留置法(※)

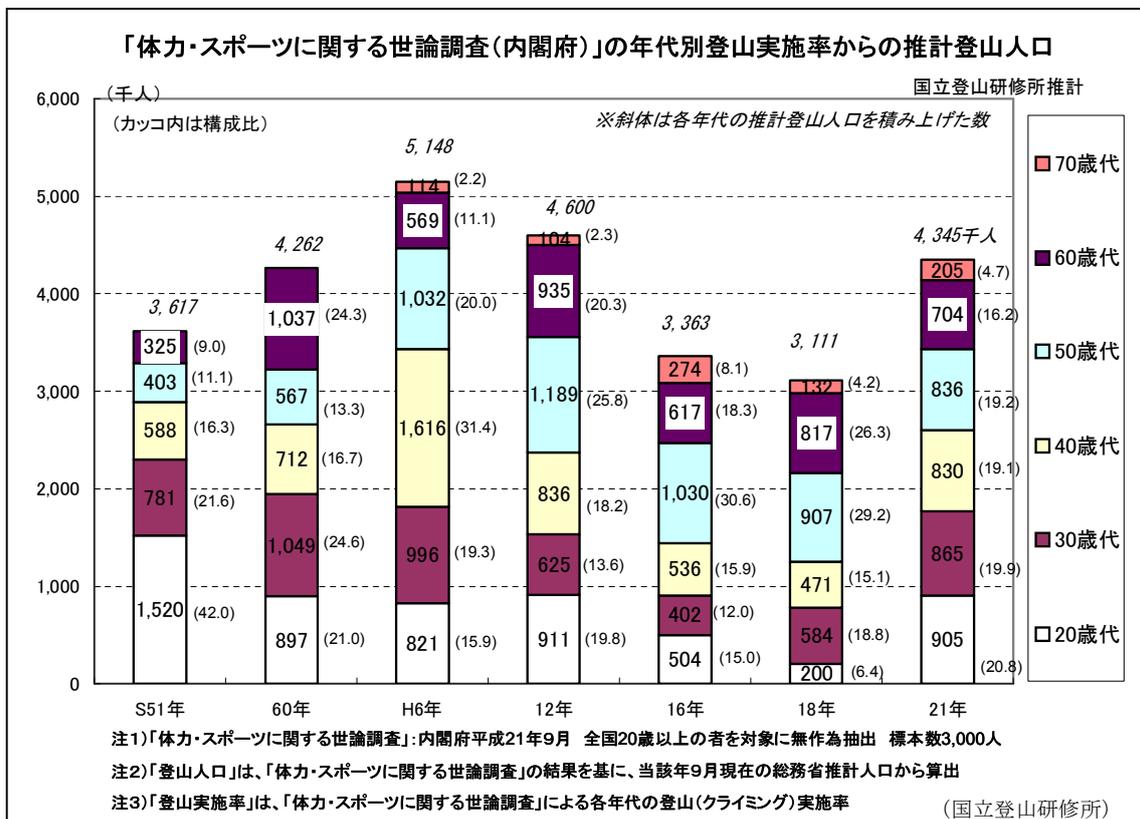
※:対象者を訪問してその場では調査票の記入を依頼するだけとし、後に再訪問して記入済み調査票を回収する方法

(レジャー白書から抜粋)

(2) 一般登山者の現状

～若年登山者は増加傾向、本格的なクライミングは少数～

- 近年の登山は「中高年登山者の増加」がキーワードとなってきた。しかしここ数年を見れば、登山者の年代構成は、中高年層だけでなく、若年層も着実に増加している。国立登山研修所の推計によると20歳代の登山者数は、平成18年の20万人から平成21年の90万5千人へと増加に転じている。また、山岳に関する雑誌や用品店では、女性に焦点をあてた記事を掲載したり、商品展開を図っており、「山ガール」という新語が生まれている。



山ガール：カラフルでおしゃれな装いで登山を楽しむ 20～30 歳代の女性のこと。

(読売新聞記事)

- 本県には、長野県山岳総合センター（以下、「山岳総合センター」という。）という全国的にも稀な公的登山研修施設が大町市にある。ここで平成 14 年度から開催されている「リーダーコース」と呼ばれる登山研修講座には、例年 25 名程度の参加があるが、平成 22 年度においては 40 名を超え、うち 4 割が女性、年齢的にも例年よりも 10 歳程度若返っている状況であり、近年の若年層の登山への関心の高さが伺える。

○ 長野県山岳総合センター研修講座

(1) 開催回数 年間 18 講座（平成22年度）（座学及び実技、座学のみ、実技のみの3種類）

(2) 受講対象者及び開催回数

区分	受講対象者	開催回数	備考
①	リーダーコース生	9	将来、山岳会や登山グループのリーダーとなる人材を養成。
②	一般	7	
③	学校関係	3	学校職員、高校山岳部員等。
④	山岳会指導者	2	
⑤	信州登山案内人講師	1	信州登山案内人能力向上研修（実技）で講師を務める者。

※重複あり

(3) 開催時期

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
講座数	1	3	1	2	2	3	各月 1					

(4) 定員 15～40名

(5) 研修場所 座学：山岳総合センター

実技：針ノ木雪渓、七倉沢、黒沢尾根 等

(長野県観光部)

- これらの登山者は、整備された登山道の登山を楽しむのが一般的であり、岩壁、岩稜登攀といった本格的なクライミングをする者は少数派である。

(3) 組織登山者の現状

～組織が高齢化、未組織登山者が増加～

- 日本の登山史の中で、登山の普及や登山を通じた自然保護活動など大きな役割を果たしてきた各地域の山岳会では、近年新規の入会が滞り、高齢化が進み、中高年山岳会へと変貌している。このことは、どの山岳会においても深刻な課題となっている。

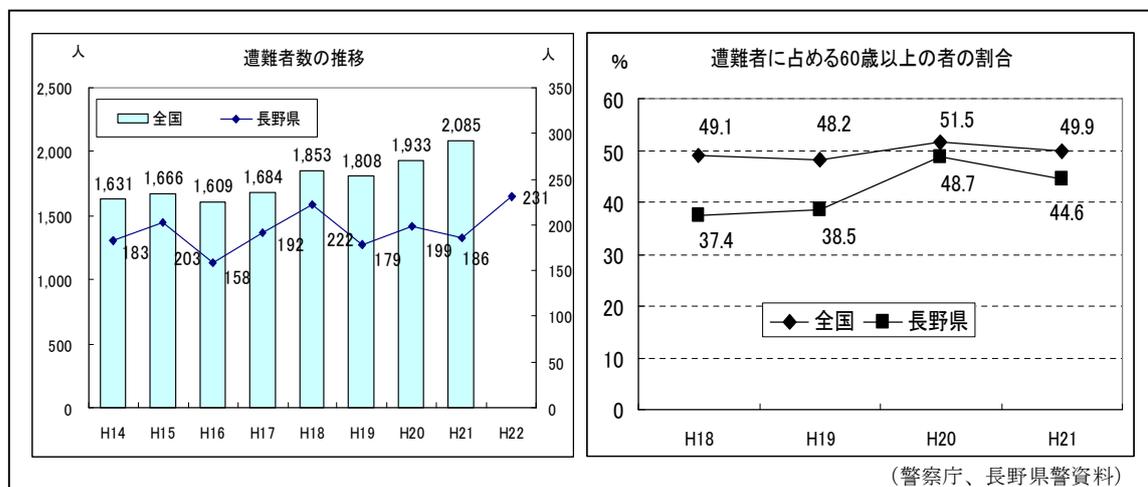
また、大学山岳部においても、部員の減少に伴う活動の縮小が課題とされているところである。

このように組織登山者が減少する一方で、未組織の登山者は増加している。

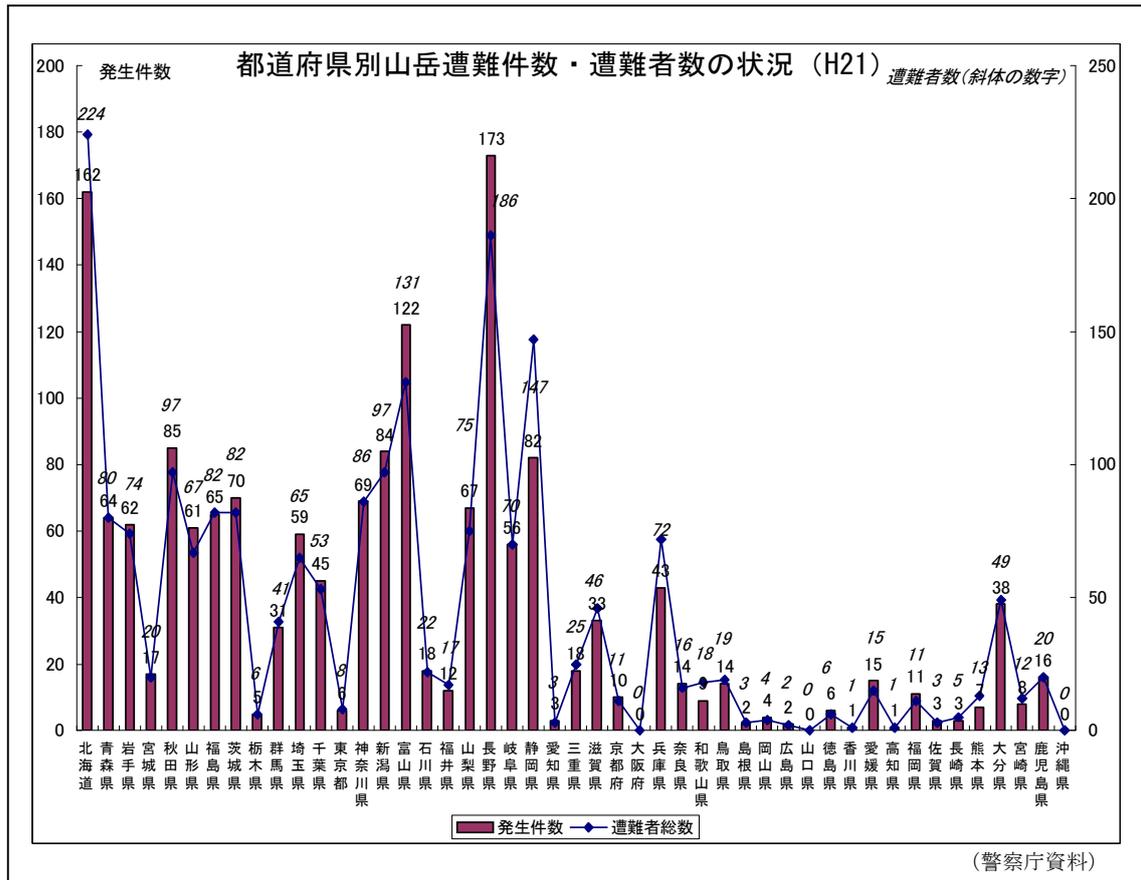
2 山岳遭難の現状

～遭難者の約半数は60歳以上～

- 全国の山岳遭難者については、警察庁の山岳遭難に関する統計によると、平成21年は2,085人であり、このうち60歳以上の者が1,040人、50%となっている。
- 本県における山岳遭難者は年間約180人前後で推移してきたが、平成22年には、これまで最多だった平成18年の222人を上回る231人となり、過去最多となった。また、遭難者の約半数は60歳以上の高齢者層である。その比率は、平成18年には37.4%であったものが、平成21年には44.6%と上昇しており、全国とほぼ同じ動向である。



- 都道府県別の遭難者数を比較すると、日本の 3000m級の山岳の大半を有する本県は、飛びぬけて多く、平成 21 年においては遭難件数は 173 件とトップであり、遭難者数は 186 人と、この年、トムラウシ山で大量の遭難事故のあった北海道に次いで第 2 位である。



3 ツアー登山

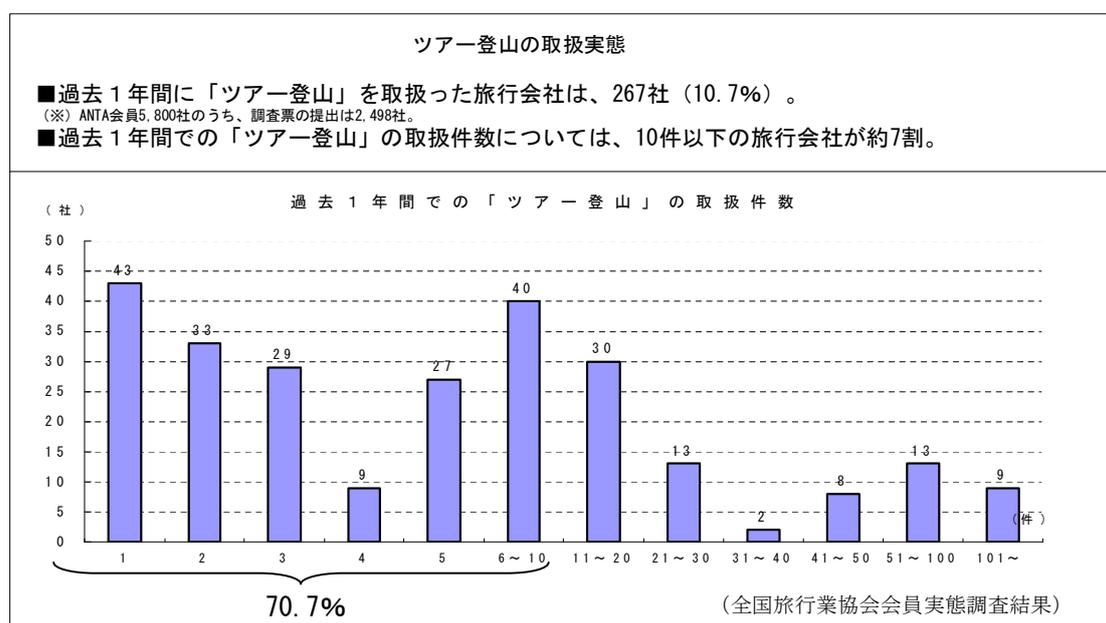
- 近年増加している「ツアー登山」という登山の形態は、「いわゆる旅行ツアーの行き先を観光地の名所旧跡から山に変えたもの」で、「計画の立案から行き帰りの交通機関の手配、宿泊する山小屋の予約まで、すべてをツアー会社がお膳立てしてくれる。」(羽根田治氏著「山の遭難」から引用)ものである。

ANTA ((社) 全国旅行業協会) が会員を対象に行った調査によると、

回答会員のうち、過去1年間にツアー登山を取扱った旅行会社は約10%であり、取扱件数については、年間10件以下の会社が約7割という結果であった。

現在の登山者の中核である中高年層の多くは、山岳会等の組織に加入しないため、登山技術や知識を学ぶチャンスを持たないまま登山を始めている。

ツアー登山はこれらの層にとって、参加しやすい登山形態であり、広く認知されるようになっている。

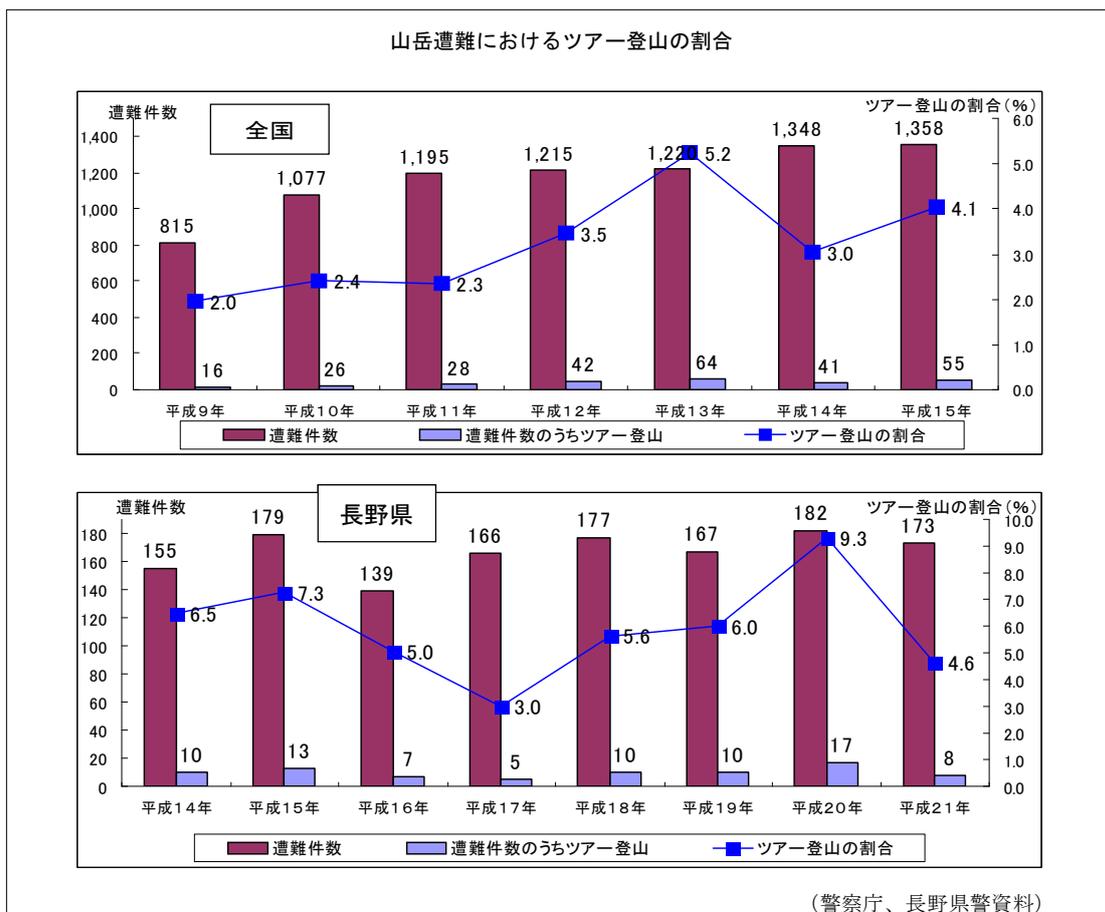


- ツアー登山については様々な危険性が指摘されている。登山家であり、弁護士でもある溝手康史氏は、ツアー登山は、「①ガイドと間の信頼関係が希薄、②参加者のレベルがさまざまであること、③参加者のレベルを把握することの難しさ、④営利性、⑤自己責任の意識が希薄等、もともと事故のリスク要因の多い登山形態である」と指摘している。

(平成22年2月27日「トムラウシ遭難事故を考える」シンポジウム 「トムラウシ遭難事故の法的問題」溝手康史氏から引用)

- 危険性を有するツアー登山ではあるが、遭難者数に占めるツアー登山の割合はさほど高くない。しかし、ツアー参加人数が多いことから、ひとた

び発生すると大事故につながっており、平成21年7月の北海道トムラウシ山遭難事故は記憶に新しい。この事故においては、様々な問題点が浮かび上がっており、事故調査特別委員会のまとめた報告書によると、「この遭難事故は現場における山岳ガイドの判断ミスによる気象遭難であった」と結論付けている。



4 信州登山案内人

(1) 根拠と沿革

- 本県では昭和28年に制定された「長野県観光案内業条例」を根拠とした山岳ガイド資格制度がある。この条例は、「観光案内業者の資質の向上と業務の適正化を図り、もって観光案内業の健全な発達と観光客接遇の向上に資すること」を目的とし、「報酬を受けて観光客の案内を行うためには知事

の許可が必要である」とされている。

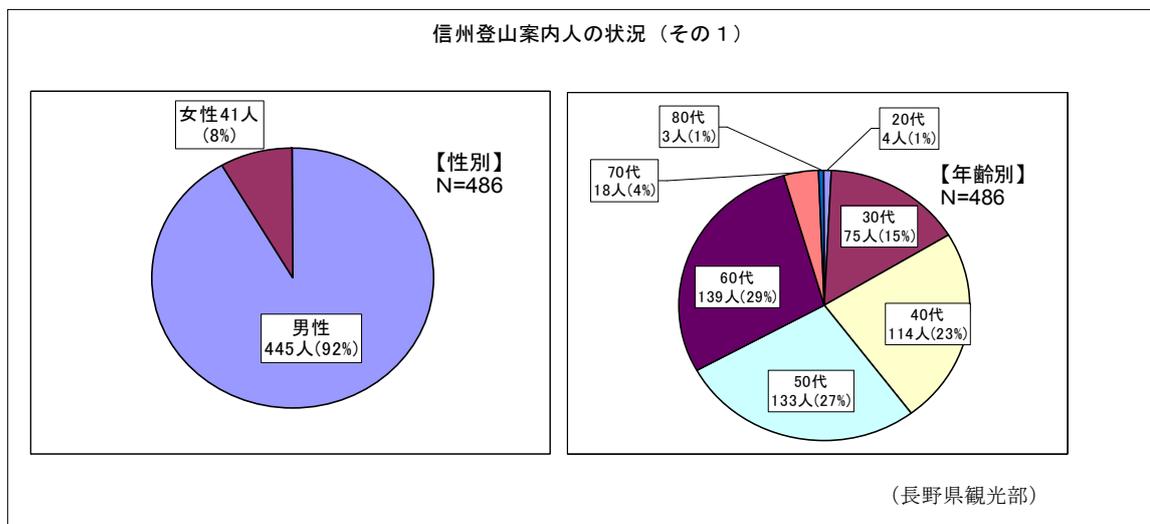
- この条例には、明治時代からの古く長い歴史がある。明治時代、山の測量、山林検分を目的とする者を案内する仕事あるいは強力（ボッカ）^{ごうりき}という仕事が発生し、この仕事^{ごうりき}が作間かせぎとして非常に重要になってくる。一方、この案内人と登山者との間、あるいは案内人と仕事の紹介者との間のトラブルが表面化し、それを解決するために、大正6年に大町に最初の登山案内人組合ができた。

以降、88 組合まで創設され、案内者側でのいわば自主的な規制が進む一方、行政においても、案内をめぐるトラブルの取締という観点から、大正14年に「登山者休泊所及案内者取締規則」が施行され、これが戦後の昭和28年に「長野県観光案内業条例」という形となった。

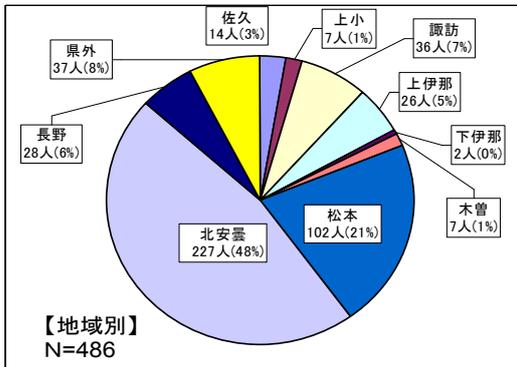
つまり、「観光案内業」の許可について定めているものの、実質は「登山案内人」に対する許可制度を定めた条例であった。この条例は、見直しが行われることなく、制定当時の姿のまま現在に至っている。

（2）信州登山案内人

- 「長野県観光案内業条例」に基づき、知事の許可を得た山岳ガイドが「信州登山案内人（以下、「案内人」という。）」であり、平成 22 年 4 月 1 日現在で 486 人いる。



信州登山案内人の状況（その2）



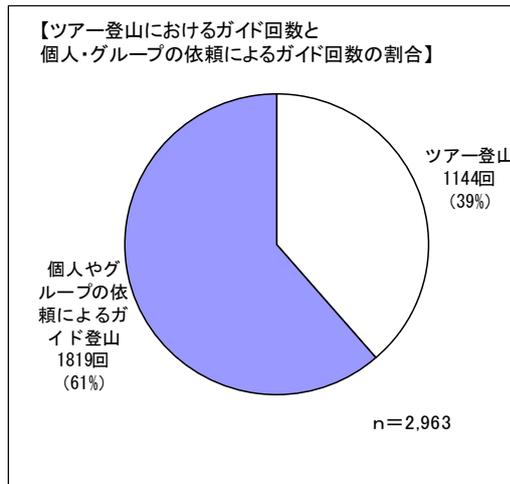
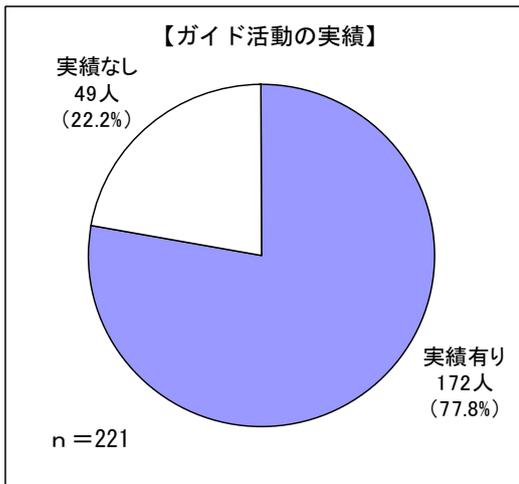
(長野県観光部)

- 案内人の活動状況については、平成22年4月に実施したアンケート調査（回収率45.5%）によると、平成21年の1年間に実際にガイド活動を行った者は回答者のうち約8割である。このうち、ツアー登山におけるガイド回数は約4割となっている。

信州登山案内人の活動状況（その1）

○信州登山案内人活動状況調査（平成22年4月）

- ①調査対象 486人（H22.4.1現在の有資格者）
- ②調査方法 郵送
- ③回収数・回収率 221人（45.5%）



(長野県観光部)

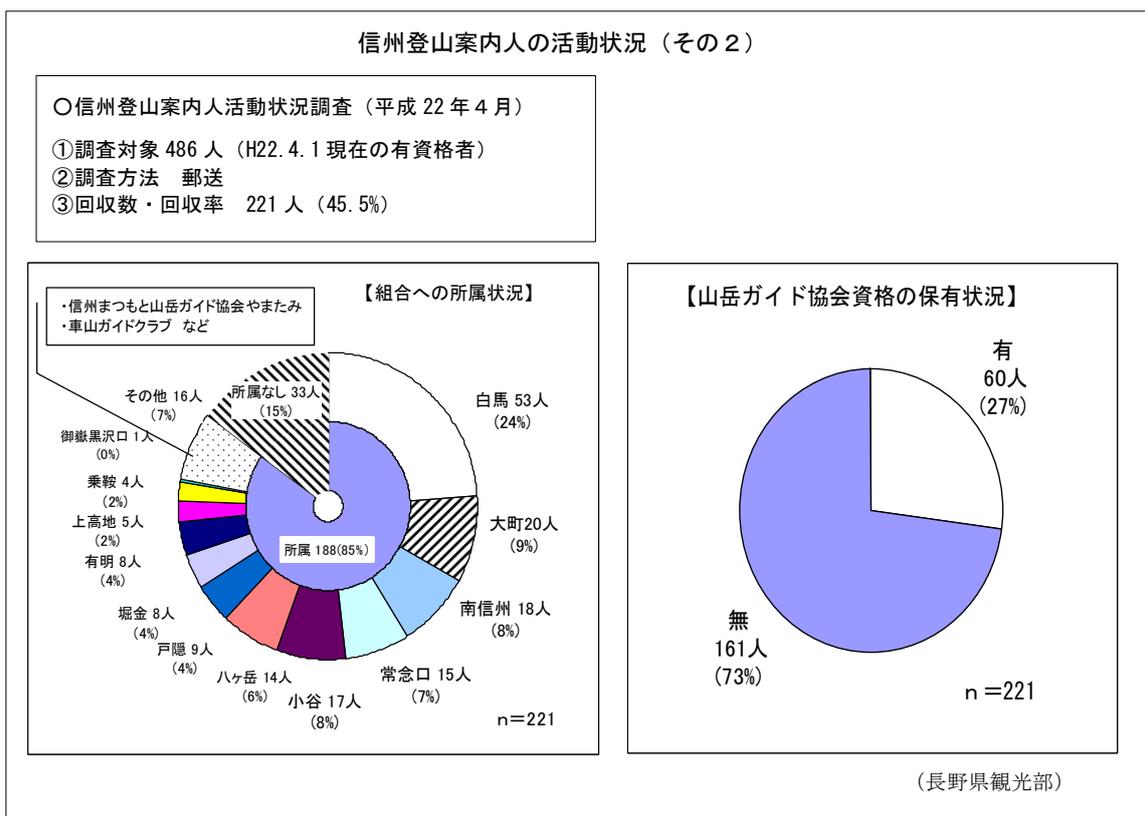
○ 県内には案内人の組合が 13 組合あり、回答者の約 85%は組合に加入している。

一方で、全国レベルの山岳ガイド資格としては、(社) 日本山岳ガイド協会のガイド資格がある。この資格を有している案内人は回答者のうち、約 3 割という結果であった。

(社) 日本山岳ガイド協会資格の概要

種類	山岳ガイド分野			自然ガイド分野
区分	国際山岳ガイド	登攀ガイド	山岳ガイド	登山ガイド
職能範囲	国内はもとより国際山岳ガイド連盟(以下UIAGM)加盟国において、その加盟国の法律に反しない範囲で、全ての山岳ガイド行為を行うことができる。	国内で季節を問わず、すべての山岳ガイド行為を行うことができる。	国内において困難な岩壁、氷壁ルートを除き、全ての地域で季節を問わずガイド行為を行うことができる。	国内において無積雪期、山地でのよく整備された登山道(※)及び四季を通じた山地、高原、森林、原野、河川を含む地域でのガイド行為を行うことができる。 (※)一般のガイドブック等で難路、険路、不整備、岩場技術、及び氷雪技術が必要とされる場所は含まない。

(長野県観光部)



○ 信州登山案内人は、ガイド活動のほかにも、山岳遭難防止対策協会遭難救助隊員としての活動や、ボランティアによる登山道の整備や入山指導を行うなど、登山者の安全確保のために大きな役割を果たしてきており、そ

の存在意義は極めて大きい。

5 外国人登山者

- 近年の登山者の傾向として、外国人登山者の増加がある。統計はないものの、全国的には富士山への外国人登山者が増加しており、本県では、特に北アルプスへの韓国人登山者の増加が顕著であるという。

これらの外国人登山者は、一般的には日本の山に関する知識が不足し、十分な装備のないままに登山をするという問題点が指摘されている。

第2 課題

1 本県における登山・山岳ガイドに関する課題

(1) 中高年登山者の増加に伴い、山岳遭難に占める中高年者割合が増加している。

山岳遭難件数、山岳遭難者数ともに全国トップレベルである本県においては、安全安心な登山を実現するための対策が必要である。

(2) 登山界全体としては、

① 知識、技術、経験が十分でない登山者が増加。

② 山岳会、大学登山部の衰退に伴い、正しい知識を学ぶ場が減少。

③ 登山に対する危機意識が欠落している者が増加、という状況にある。

従って、個々の登山者に対する知識、技術の能力向上への取組が必要である。

(3) 外国人登山者が増加する一方で、その多くは、登山に関する知識、装備が不十分であるため、外国人に対する啓発が必要である。

(4) 県内では、山岳ガイドが引率した登山での遭難事故発生は少ないが、トムラウシ山遭難事故報告書に指摘されているように、一定レベルの能力を有するガイドの確保が必要である。

(5) ツアー登山については、様々な危険性が指摘されていることから、登山を企画する旅行会社への注意喚起が必要である。

2 長野県観光案内業条例に関する課題

(1) 条例の運用

条例の文言上、県内で活動する全ての観光ガイドに適用されると解されるが、条例制定の経過から、現実には山岳ガイドにのみ適用している。

(2) 実態との乖離

報酬を得て観光客の案内を行う場合には知事による許可を必要とされながら、無許可による者が多数存在する。

(3) 罰則規定の適用

無許可ガイドに対しては罰則規定があるが、これを取り締まることは困難である。

(長野県観光案内業条例 抜粋)

第2条 この条例で案内人とは、報酬を受けて観光客の案内を業とする者をいう。

第3条 案内人になろうとする者は、様式第1号の申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

第14条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

(1) 許可を受けないで観光案内業を営んだ者

第3 検討の内容

1 検討にあたっての基本的な考え方

(1) 長野県における山岳ガイドは、本県の山岳と登山者をつなぐ、本県山岳観光を支える「ソフトインフラストラクチャー(※)」である。

魅力あふれる観光資源(山岳)が豊富にあっても、顧客(登山者)のニーズに応えるための努力、工夫を怠れば、観光客の来訪は期待できない。

登山者と山岳との架け橋となる山岳ガイドは、山岳観光の必要不可欠の基盤である。

※ 産業構造の変化や情報化、国際化に対応する仕組み、様々な交流ネットワーク、そしてそれらを使いこなす人材を、産業基盤インフラ、都市的施設などのハードインフラストラクチャーに対して、ソフトインフラストラクチャーということができる。

(2) 登山をめぐる環境の変化(中高年登山者の増加、山ガールに代表される初心者の増加、中高年登山の遭難増加、ツアー登山の増加、外国人登山者の増加など)に対応しながら、全国唯一の独自性と歴史を有する制度を存続する。

登山は、他人に強制されるのではなく、自分が登りたいから登るという自発的な行為であり、その行為すべてに自分で責任を負うものである。その自己責任を貫くためには、知識と技術が必要となる。

かつては、山岳会や山岳部でノウハウを学び、レベルアップしてゆくのが、登山のスキルアップの流れであった。

しかし、1990年前後からの登山ブームの中核となる中高年登山者は、制約が伴う山岳会などの組織に所属することを敬遠した。経費面などを

含め、彼らのニーズに応える受け皿となったのがツアー登山である。山岳観光の振興という観点からは、このような登山をめぐる環境の変化に的確に対応していくことが必要である。

(3) 一般登山者は、山岳ガイドに対して、

- ① 登山を楽しませてくれるコーディネーター
- ② 計画を積極的に進めてくれるリーダー
- ③ 山の歴史、文化を教えてくれるコメンテーター、の役割を期待している。

増加する中高年登山者、山ガールに代表される初心者たちは、登山に冒険性よりもレジャー性を求めていると思われる。

従って、山岳ガイドが提供するサービスには、彼らの欲求を満たしていくことが求められる。

(4) 本県の山岳ガイドに求められる能力・知識は、

- ① 安全確保能力
- ② 登山に関する一般的な知識
- ③ 山の歴史や文化に関する知識
- ④ コミュニケーション能力 の4点である。

(3) で述べたように、近年の登山者の多くを占める中高年者、山ガールに代表される初心者は、山の頂に達するだけでなく、山の歴史や文化に大きな関心を持っていると思われる。

安全安心な登山を実現するために、山岳ガイドに、安全確保能力、登山に関する一般的な知識が必要なことはもちろん、知的欲求を満たすための山の歴史や文化に関する知識が求められる。また、山岳ガイドは接客業であることから、顧客（登山者）をもてなす姿勢、顧客とのコミュニケーション能力が求められる。

(5) 「営業」の許可制度から、「能力」の認証制度へと転換する。

(1) では、山岳観光振興における山岳ガイドの位置づけを、(2) では、登山をめぐる環境への変化に対応することの必要性を、(3) では、山岳ガイドに求められる役割を、(4) では山岳ガイドに求められる能力と知識について述べてきた。

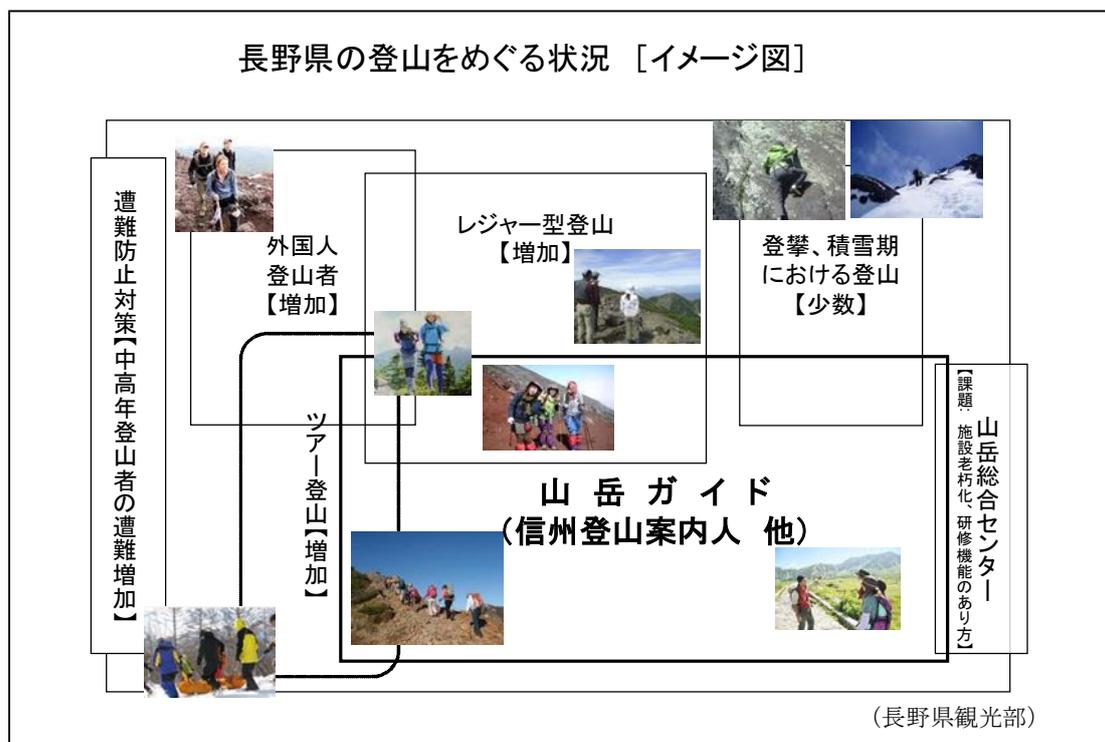
これらを踏まえると、現行の観光案内業条例が定める「営業」の許可制度を「能力」の認証制度へと転換する必要がある。

(6) 山岳観光の振興という観点から、山岳総合センターのあり方、外国人登山者への対応など、本県山岳観光の様々な課題にも視野を拡大する。

山岳ガイドは、山岳と登山者をつなぐ役割を持つ、山岳観光振興のための最前線の人材である。

しかしながら、その資格制度が構築されたとしても、万全の受入体制が整備されたことにはならない。

全国的にも稀有な存在である長野県山岳総合センターの有効活用や、今後も市場拡大が期待される外国人登山者への対応など、本県山岳観光を取り巻く諸課題にも対応する必要がある。



2 検討項目

(1) 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方

- ① 本県独自の山岳ガイド資格の必要性
- ② 本県において求められる山岳ガイド
- ③ 本県の山岳ガイド資格制度構築の基本的な考え方
- ④ 新しい山岳ガイド資格制度の方向性
- ⑤ 職能範囲に関する検討
- ⑥ 試験
- ⑦ 研修
- ⑧ 作業部会の設置
- ⑨ 全国レベルの山岳ガイド資格
- ⑩ 外国の山岳ガイド資格制度
- ⑪ 長野県山岳総合センターの研修機能
- ⑫ 国における山岳ガイド資格制度構築の必要性
- ⑬ 資格の更新
- ⑭ 現在の有資格者への対応

(2) ツアー登山を企画する旅行会社への対応

(3) 一般登山者

(4) 外国人登山者

(5) 山岳ガイド資格制度の周知

第2章 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方

第1 長野県独自の山岳ガイド資格の必要性

～本県には独自の山岳ガイド資格制度が必要～

山岳は本県が全国に誇り得る観光資源である。北、南、中央の3つのアルプス、八ヶ岳連峰など3000m級の山岳を有する本県には、毎年、多くの登山者が訪れる。

登山において最も重要な内容は、安全安心な登山である。登山は、一般的な観光旅行とは異なり、危険を伴う。「登山は自己責任で」が大原則であるものの、ツアー登山が隆盛する今日、山岳ガイドが安全安心な登山に果たす役割は大きい。

また、増加する中高年登山者、山ガールに代表される初心者は、冒険的な登山よりも、レジャーとしての登山を好み、山の歴史や文化への知的欲求も強いことから、山と登山者をつなぐ存在である山岳ガイドの役割は重い。

第2 長野県において求められる山岳ガイド

～基本的なガイド能力と長野県の独自性が必要～

山岳ガイドには、登山に関する基本的な知識が求められることが大前提である。また、登山者を安全安心に引率しなければならないことから、引率力や統率力、あるいは、急な地形や、転倒・転落時の対応能力も必要である。

これらの能力は、山岳ガイドとして活動するための不可欠な能力であり、基本的な能力である。

一方、本県のガイド付き登山の実態は、入門から中級レベルの登山がほとんどであり、登山者は、山岳ガイドに対して、登山を楽しませてくれて、山の歴史や文化を教えてくれることを期待している。

山岳ガイドは、安全安心に登山者を導くだけでなく、顧客の知的欲求に対応していくべきであり、これこそが、本県山岳ガイドの独自性である。

これらの意見を集約すると、以下の4点の能力と知識が本県の山岳ガイドに必要な能力である。

- ① 安全確保能力
- ② 登山に関する一般的な知識
- ③ 山の歴史や文化に関する知識
- ④ コミュニケーション能力

1 安全確保能力

山岳ガイドが果たす最も重要な役割は安全安心に登山者を導くことである。そのための、判断力、技術力、統率力、これらを総合したいわゆる安全確保能力については、全国のどの山岳での登山においても共通して求められる。山岳ガイドの最も基本となる能力である。

2 登山に関する一般的な知識

登山にあたっては、読図、気象、救難等様々な知識が必要とされる。これらの知識は一般登山者においても習得してほしいものであるが、登山者を引率する立場である山岳ガイドは、一般登山者を超える知識を身につけることが必要である。

また、動植物や自然環境に関する知識も、登山に関する知識の一部として、山岳ガイドに必要な知識である。

3 山の歴史や文化に関する知識

○ 山岳ガイドにとって、「安全確保能力」「登山に関する一般的な知識」の2つの能力・知識があれば最低限のガイド活動は可能である。しかし、本県を訪れる登山者のニーズに応え、満足度を高めていくためには、本県ならではの独自性が必要である。

○ その独自性の一つが、本県の山に関する歴史や文化の知識である。

日本の登山史は、ウォルター・ウエストン（1861年生まれのイギリス人宣教師。「日本アルプスの登山と探検」を著しイギリスで出版した。）に始まったとする見方が広まっている。しかし、実際には山の歴史はそれよりはるか前に始まっており、信州の山にもそれぞれに言い伝えがある。

高山植物や景色の説明ができる山岳ガイドは多いが、その山の歴史は、地元ならではのものである。当たり前のようにある山小屋も、その建設にあたっては計り知れない困難を乗り越えた歴史がある。水力発電所建設に伴う道路の開発が誘客につながった一面もある。このような話は、登山者にとって登山の楽しみを一層増すための材料となる。

従って、本県の山岳ガイドには、安全確保能力や登山に関する一般的な知識だけではなく、信州の山の歴史、登山史、山小屋の歴史など、「信州の山岳に関わるガイドだからこそ求められる知識」が必要であり、また、「山の語り部」として、知識、いわれを登山者に伝えていくことが求められる。

4 コミュニケーション能力（接客やおもてなし）

○ 独自性の二つ目は、コミュニケーション能力（接客やおもてなし）である。

- 山岳ガイドは接客業である。ガイドを依頼した登山者が、山の良さ、登山の楽しさを感じ、また、次に登るときにもそのガイドに依頼したいという気持ちになってもらえるよう、おもてなしの心が求められる。
- 危急時には登山者に状況を的確に説明し、下山や日程の変更を決定するケースがあり、その際には、登山者とガイドの信頼関係が安全を左右することは明らかである。従って、信頼関係を構築するための「コミュニケーション能力」も必要と考えられる。
- 急激な気象変化や、日没して登山行動が不能となった場合など、その場に居合わせたガイドが一致協力して登山者の保護にあたることも想定されるので、ガイド同士のお互いに信頼しあえる関係が求められる。

第3 山岳ガイド資格制度のあり方

～ 「営業の許可」から「能力の認証」へ ～

1 本県の山岳ガイド資格制度のあり方

(1) 本県登山をめぐる課題

- ① 中高年者、初心者の増加によりレジャー型登山は拡大傾向。ツアー登山も同様。
- ② 岩壁登攀、積雪期における本格的な登山は少数派。
- ③ 外国人登山者も近年増加傾向。
- ④ 全国的にも稀有な施設である山岳総合センターについては、施設の老朽化、研修機能のあり方についての課題が存在。
- ⑤ 登山全体として、中高年登山者の遭難増加の傾向。

(2) 本県の山岳ガイド資格制度のあり方

- ① 目的は、「本県の山岳観光の振興」。
- ② 制度は、安全確保能力、登山に関する一般的な知識、山の歴史や文化に関する知識、コミュニケーション能力の4つの能力・知識を認証するもの。
- ③ 「営業」の許可制度から、ガイドの「能力」を認証する制度へ転換。

○ 上記③の「営業」の許可制度から「能力」を認証する制度への転換については、現行条例（長野県観光案内業条例）における問題点からの検討も行った。

現行条例では、観光案内業を営む場合には、知事の許可を受けなければならないと規定されている（条例第3条）。これは業務独占資格（※）を定めたものであるが、これを存続するとした場合、以下の問題点を指摘できる。

- ① 許可により業務独占させる場合は、国民の権利、財産、生命、身体の保護という目的が必要となるが、県内の山岳ガイド業務については、生命、身体の保護という側面はあるものの、業務を独占させるための合理的な説明は困難である。
- ② 現実に存在する無許可ガイドについて、その実態（人数、活動状況等）の把握や取締りは、事実上困難である。

以上からも、「能力」の認証制度への転換を妥当であると結論づけたものである。

※ 業務独占資格と名称独占資格について

① 業務独占資格

特定の業務について、特定の資格を取得している者のみが従事できる。その資格がなければ、その業務は行えない。

資格取得者以外の者には、その資格の呼称の利用は不可能。

(例) 国民の権利・財産・身体・生命の保護等を行うために、特定の業務について一定の資格者による独占を認めているもの。

・ 弁護士、税理士、医師、看護師、公認会計士 等

② 名称独占資格

業務そのものは資格がなくても行うことができるが、資格取得者以外の者にその資格の呼称の利用は不可能。

特別の知識又は技能を必要とし、法令により一定の資格を有しなければならないこととされている職業については、その資格を有しない者が当該職業の名称を使用することを禁止し、保護を図っている例が多い。

(出典：法令用語辞典)

(例) 誰しものが携われる職業であるが、一定の政策目標を達成するために、特別な知識・技能の資格者を認め、他者との差別化を図るもの。

・ 介護福祉士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

業務独占資格と名称独占資格について

区分	資格有		資格無	
	業務従事	呼称利用	業務従事	呼称利用
業務独占資格	可	可	不可	不可
名称独占資格	可	可	可	不可

(長野県観光部)

2 職能範囲に関する検討

- 1 「本県の山岳ガイド資格制度のあり方」で述べたように、新たな本県の山岳ガイド資格制度は、ガイドの能力と知識（①安全確保能力、②登山に関する一般的な知識、③山に関する歴史や文化に関する知識、④コミュニケーション能力）を認証するものである。この4つの能力・知識を有すると認められた山岳ガイドが、あらゆるすべてのガイド行為に対応できるわけではない。

顧客（登山者）の満足度を向上させるという観点からは、ガイド行為の範囲（職能範囲：職務を遂行する能力の範囲。その職業が受け持つ一定の役割の範囲）をあらかじめ定め、登山者、ツアー登山を企画する旅行会社に知ってもらうべきである。

また、対応できないガイド行為については、（社）日本山岳ガイド協会のガイド資格を有する者を紹介するなどの対応が必要である。

更に、試験内容の詳細設計を進める上では、職能範囲を定めることで、試験レベルの設定が可能となる。

- 以上の理由から、本県山岳ガイド資格の職能範囲に関する検討を進めた。本研究会では、本県の登山者の多くは、無積雪期の整備された登山道で

の登山をしており、比較的安全な登山、つまり入門から中級レベルの登山を行う層が大多数であるという意見で一致している。

また、実際に、本県の山岳ガイドが行っているガイド行為は、岩壁、岩稜登攀ルートでの登山ではなく、入門から中級向けの登山を対象としている。

従って、本県の山岳ガイドの行うガイド行為は、本県の山岳ガイドの独自性である、「歴史や文化など長野県の山岳に関する幅広い知識を伝えること。」を基本とした上で、以下のとおりとすべきである。

- ① 無積雪期における、整備された登山道でのガイド行為。
- ② 四季を通じた、自然に親しむことを目的としたハイキングにおけるガイド行為。

但し、ロープを積極的に使用する岩壁等登攀は除く。

なお、この範囲で対応が難しい登山については、その困難度の説明や、(社)日本山岳ガイド協会資格を有するガイドを紹介するなど、適切なアドバイスを行う。

本県山岳ガイド資格の職能範囲			
区分	自然に親しむことを目的としたハイキング	整備された登山道での登山	ロープを積極的に使用する岩壁等登攀
無積雪期	○	○	×
積雪期	○	×	×

(長野県観光部)

3 試験

(1) 試験の沿革

- 試験の根拠は長野県観光案内業条例にある。

試験の沿革をみると、平成 15 年度までは県内 10 地方事務所ごとに許可が行われ、必ずしも統一された運用となっておらず、許可行為の実績がない地方事務所も存在していた。

その後、平成 16 年度から県統一の試験を導入し、試験問題の作成、判定は山岳総合センターに依頼することとなり、現在に至っている。

- 本章第 2 「長野県において求められる山岳ガイド」において、本県の山岳ガイドに求められる能力・知識として 4 点が挙げられたところである。

このうち、

 - ①安全確保能力については、筆記試験、実技試験で、
 - ②登山に関する一般的な知識及び山の歴史、文化に関する知識については、筆記試験で測っている。

しかしながら、コミュニケーション能力（接客、おもてなし）については、現在の制度では全く考慮がされていない。

このような状況にあることから、現在の制度に欠けている部分を補い、よりよい制度とするための方策を検討した。

(2) 受験資格

- (現状)

現行の受験資格は、①年齢が満 20 歳以上であることと、②一定の登山経験又は県内登山案内人組合長からの推薦があること、③救急法に関する講習の受講をしていること、の 3 つとなっている。
- (課題)

このうち、②の一定の登山経験については自己申告であるため、確認できない。③の救急法に関する講習の受講は、受験時には未受講でも受験が可能であり、試験合格後に受講すればよいこととされている。
- (対応策)

受験資格については、現行の要件を大幅に変更する必要はないと考える。

本県の山岳ガイド資格はここまで述べてきたとおり、岩壁登攀を想定した資格ではない。つまり、(社) 日本山岳ガイド協会資格のうち、「登山ガイド」に相当する資格となるが、その受験資格と比較すれば、年齢要件については、同様であり、登山経験等については、「登山ガイド」以上の経験を求めているためである。

②の一定の登山経験については、組合長の推薦を得て受験する者については、一定の能力・知識を有する者であるとの判断が可能となる。しかし、県内登山案内人組合に未所属の者については、経験を客観的に確認することが困難である。従って、新たに受験を希望する者については、いずれかの案内人組合に所属することが望ましい。

信州登山案内人及び(社) 日本山岳ガイド協会資格の受験資格の比較

区分	信州登山案内人	日本山岳ガイド協会	
		山岳ガイド分野	自然ガイド分野
		山岳ガイド	登山ガイド
受験資格	<p>【年齢】 満20歳以上</p> <p>【登山経験等】 ① 登山経験5年以上かつ通算の山行日数200日以上（うち標高1500m以上の雪山経験通算30日以上及び長野県内の山行日数100日以上）又はこれと同等レベル以上の登山経験を有する者であると県内登山案内人組合長から推薦があること。 ② 救急法一般講習等を直近2年以内に受講していること。</p>	<p>【年齢等】 満20歳以上であり、健康で体力があること。</p> <p>【登山経験等】 通算300日以上登山経験を有し、うち60日間が積雪期であること。 岩壁、岩稜あわせて10ルート以上、その中で3ルート以上は4級ルート以上を、一部又は全部リードできること。</p>	<p>【年齢等】 満20歳以上であり、健康で体力があること。</p> <p>【登山経験等】 通算120日以上登山経験を有し、うち20日間が積雪期であること。</p>

(長野県観光部)

(3) 試験の実施方法

現在行われている筆記試験及び実技試験は、その実施及び運営を、山岳総合センターに委託している。

① 筆記試験について

○ (現状)

筆記試験の目的は、a 山岳ガイドとしての基礎知識を有しているか、
b 長野県内の山岳に関する知識を有しているか、を確認することとされ、
大きく8つの分野から100問程度を出題している。

例年、50名程度の受験者があり、合格率は約60%となっている。

信州登山案内人試験 筆記試験の出題分野及び目的

分野	目的
① 観光案内業条例	資格の根拠である条例の知識を問う。
② 自然公園	自然公園、自然公園法に関する基本的な知識を問う。
③ 長野県の山岳	長野県の山岳（歴史を含む）に関する基本的な知識を問う。
④ 読図	登山において必須である、読図に関する基本的な知識を問う。
⑤ 植物、植生	山岳における植物、植生の基本的な知識を問う。
⑥ 気象	登山において危険回避のための重要な要素のひとつである、気象に関する基本的な知識を問う。
⑦ 登山の常識	登山全般に関する基本的な知識を問う。
⑧ 救難	遭難時の対処法の基本的な知識を問う。

(長野県観光部)

信州登山案内人試験の実施状況

年度	試験日	申込者数 (A) (受験者数) (B)	合格者数 (C)	合格率 (%) (C)/(B)	合格者のうち、 県外在住者数 (人、%)
H22	6/10	65 (59)	27	45.8	9 (33.3)
H21	6/12	56 (53)	33	62.3	5 (15.1)
H20	6/13	54 (51)	34	66.7	4 (11.8)
H19	6/8	35 (35)	23	65.7	4 (17.4)
H18	6/9	26 (26)	9	34.6	0 (-)
H17	6/10	35 (30)	21	70.0	0 (-)
H16	6/16	23 (23)	8	34.8	3 (37.5)

(長野県観光部)

○ (課題)

出題分野については、本県の「山の歴史や文化」に関するものが少ない。また、記述式の問題が少ないため、受験者の人柄や考え方を確認することができない。

○（対応策）

出題分野については、本県の山の歴史や文化、山小屋に関する知識、つまり「山の語り部」としての知識を問う分野を加える必要がある。

受験者の人柄、意欲を確認するため、受験者がどのようなガイド行為をしたいのか、あるいは受験者の得意とするフィールドを引き出せるような出題をすることが望まれる。そのため、現在の穴埋め式や丸バツ式の出題方式のほかに、記述式の出題方法についても検討する必要がある。

接客業である山岳ガイドには、登山者から信頼されるにふさわしい人柄、人格が求められる。これを確認するために、面接試験を実施することもひとつの手法と考えられる。

また、申請にあたって、本人の受験動機、資格取得後の意欲を作文として提出を求めることも考えられる。

なお、出題に関する参考図書を予め指定をして、出題レベルを一定に保つと共に、受験者に対して本県の山岳ガイド資格制度が求める知識、技術のレベルを周知しておくことも検討する必要がある。

② 実技試験

○（現状）

実技試験の目的は、登山者の転落、転倒時における救助に必要な最低限の確保技術を有しているかを確認することとされ、a 確保技術、b 下降技術の2つの技術試験を課している。



○（課題）

本研究会の議論の中では、「ガイドは強くあるべき」という意見が出されたが、そのような観点からの試験は行っていない。

○（対応策）

無積雪期の、整備された登山道でのガイドとはいえ、けが人や転落、滑落の発生時にガイドが何も対応できないことは避けなければならない。能力・知識の認証にあたり、そのような状況下での一定の対処能力を有するかを確認することは必要不可欠である。

現在の実技試験を大幅に変更する必要はないと考えるが、危急時に最初に求められることは、「けがを負ったあるいは動けなくなった顧客（登山者）を安全な場所へ移動させること」である。安全を確保した上で、救助を求め、けがの手当てを行うなど、適切な対処をしなければならない。

従って、現在の試験では課されていない、「登山者を背負う能力、体力」や「応急手当の技術」を確認することを検討すべきである。

登山技術は日々進歩しており、試験を実施する側は確認を怠らず、最新の登山技術を把握する必要がある。幸い、本県には山岳総合センターが設置され、日々登山に関する研究が行われているので、今後もこのセンターの研究成果を生かしながら、よりよい試験内容を検討していく必要がある。

4 研修

（1）現状

○ 現在、県が主催する研修は、①講師研修会、②信州登山案内人能力向上研修の2種類である。

①については、②の研修において実技研修の講師を務める者を対象としており、山岳総合センターで実施している。②の信州登山案内人能力向上研修については、許可を受けている信州登山案内人を対象とし、県

下1会場の座学研修及び県下7会場程度の実技研修を行っているもので、実技研修は、県内の登山案内人組合ごとに実施している。参加は任意となっている。

信州登山案内人を対象とした研修について																																																					
【主催】 長野県（観光部） 長野県教育委員会（山岳総合センター）																																																					
区分	講師研修会		信州登山案内人能力向上研修																																																		
対象者	信州登山案内人能力向上研修（実技）で講師を務める者		条例に基づき許可を受けている信州登山案内人（任意参加）																																																		
研修内容	① 座学研修	確保理論	① 座学研修 長野県の山岳の特性、山岳ガイドのあり方、北アルプスの成り立ち 等																																																		
	② 実技講習	確保、フィックスロープ、救急法、搬送	② 実技講習 支点の取り方、フィックスロープ、確保、懸垂下降、搬送 等																																																		
講師	長野県山岳総合センター講師		講師研修会受講者に委嘱																																																		
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>会場</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>山岳総合センター</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>〃</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>〃</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>〃</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>〃</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table>		年度	会場	受講者数	18	山岳総合センター	18人	19	〃	6人	20	〃	8人	21	〃	6人	22	〃	4人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>内容</th> <th>会場</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">19</td> <td>座学</td> <td>松本会庁</td> <td>98人</td> </tr> <tr> <td>実技</td> <td>県下7会場</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>座学</td> <td>松本会庁</td> <td>83人</td> </tr> <tr> <td>実技</td> <td>県下7会場</td> <td>85人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21</td> <td>座学</td> <td>松本会庁</td> <td>107人</td> </tr> <tr> <td>実技</td> <td>県下7会場</td> <td>75人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">22</td> <td>座学</td> <td>松本会庁</td> <td>130人</td> </tr> <tr> <td>実技</td> <td>県下7会場</td> <td>73人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	内容	会場	受講者数	19	座学	松本会庁	98人	実技	県下7会場	70人	20	座学	松本会庁	83人	実技	県下7会場	85人	21	座学	松本会庁	107人	実技	県下7会場	75人	22	座学	松本会庁	130人	実技	県下7会場	73人
	年度	会場	受講者数																																																		
18	山岳総合センター	18人																																																			
19	〃	6人																																																			
20	〃	8人																																																			
21	〃	6人																																																			
22	〃	4人																																																			
年度	内容	会場	受講者数																																																		
19	座学	松本会庁	98人																																																		
	実技	県下7会場	70人																																																		
20	座学	松本会庁	83人																																																		
	実技	県下7会場	85人																																																		
21	座学	松本会庁	107人																																																		
	実技	県下7会場	75人																																																		
22	座学	松本会庁	130人																																																		
	実技	県下7会場	73人																																																		
（長野県観光部）																																																					

（2）課題

座学研修については、現在も山岳に関する一般的な知識等をテーマに実施している。本県の「山の歴史や文化」に関する内容は少ない。

また、座学、実技のいずれの研修についても、任意の参加としており、参加は義務化されていない。

（参考）山岳協会等の登山教室等について

長野県山岳協会主催の登山教室・講習会や、各山岳会独自の登山教室・講習会も実施されており、登山者の知識や技術の習得に一定の役割を果たしている。

長野県山岳協会の登山教室・講習会について

1 開催回数 年間12講座（平成22年度）

2 対象者及び開催回数

区分	受講対象者	開催回数
①	山岳協会会員	5
②	一般	8
③	山岳会指導者、山岳関係者	1

※重複あり

※山岳総合センターの研修講座との共催が3講座ある。

3 開催時期

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
講座数	0	2	0	4	2	0	4	なし				

※年によっては1月に冬山研修会がある。

4 定員 15～40名

5 会場 山岳総合センター人工岩場、針ノ木雪渓、八ヶ岳赤岳～横岳付近、御嶽山、根子岳～四阿山付近 等

（長野県観光部）

- また、「歩く旅の道」として設定された、「八ヶ岳山麓スーパートレイル」では、若い女性や中高年登山者が増加する中、経験の浅い者に安全に楽しんでもらうことを目的として、ガイドを養成する講習会を開いている。

（3）対応策

- 本県山岳ガイドの独自の能力・知識を向上させる観点から、座学研修については、山に関する歴史や文化、そしてコミュニケーション能力（接客やもてなし）の向上に寄与する講座を充実させるなど、内容の改善をする必要がある。

また、①若い女性登山者が増加していることや、②ツアー登山参加者の多くが女性であるという現状から、女性の視点に立ったガイド行為が求められる。この観点からの研修も必要である。

- なお、平成22年度には、「山岳ガイドにおけるホスピタリティ」をテーマに座学研修が実施されている。今後も、山岳ガイドのコミュニケーション能力を高めるための研修を実施する必要がある。

- 実技研修については、今後も登山案内人組合において、技術の向上のために、一層研修活動を充実されることを期待したい。

(4) 資格更新との関係

- 山岳ガイドの能力向上には、資格取得後の研修を充実させることが必要である。一回の試験に合格すれば、その後の研鑽は個人任せという制度では、育成の観点が欠けており、全国に誇るべき制度とはいえない。

現在は任意参加としている研修の受講については、資格の有効期間である3年間、毎年受講を義務付けるとか、あるいは3年間のうちで数単位取得することを義務付けるなどの対応が必要である。

- なお、受講を義務付ける研修については、県及び登山案内人組合が開催する研修会のほかに、全国各地で開催されている、一定のレベルにある登山研修講座を指定することで、受講者の利便性の向上を図ることも考えられる。

5 作業部会の設置

山岳ガイド資格の試験の方法、研修のあり方については、より専門的、技術的な議論が必要となるため、今後は、現在の試験制度をよく理解し、専門知識を有する者による作業部会（仮称）を立ち上げ、検討を進める必要がある。

6 全国レベルの山岳ガイド資格

- 全国レベルの山岳ガイド資格には、(社)日本山岳ガイド協会のガイド資格がある。

(社)日本山岳ガイド協会は、1971年4月、(社)日本アルパイン・ガイド協会として設立され、2003年に現在の名称に改称された山岳ガイドの全国組織であり、山岳ガイドの養成をはじめ、登山・スキーの技術の研究、普及及

び指導等の活動を行っている。

この（社）日本山岳ガイド協会で認定しているガイド資格は、四季を通じて自然にふれあう活動やエコツアーなどを行う「自然ガイド」、夏山の一般登山道を職能とする「登山ガイド」、四季を問わず日本の山々をガイドする「山岳ガイド」、岩壁登攀やアイスクライミングなどをガイドする「登攀ガイド」、そしてヨーロッパアルプス、ヒマラヤなど世界の山々をガイドする「国際山岳ガイド」と、様々なレベルをカバーしている。

- ここでは、「山岳ガイド」及び本県に求められる山岳ガイドと同程度のレベルであるとされる「登山ガイド」について解説する。

（１）山岳ガイド

① 職能範囲

国内において困難な岩壁、氷壁ルートを除き、全ての地域で季節を問わずガイド行為を行うことができる。

② 資格取得

一次試験（実技、筆記）、二次試験（実技）に合格し、その後、資格が認定される。

（２）登山ガイド

① 職能範囲

国内において無積雪期、山地でのよく整備された登山道（※）及び四季を通じた山地、高原、森林、原野、河川を含む地域でのガイド行為を行うことができる。

（※）一般のガイドブック等で難路、険路、不整備、岩場技術及び冰雪技術が必要とされるところは含まない。

② 資格取得

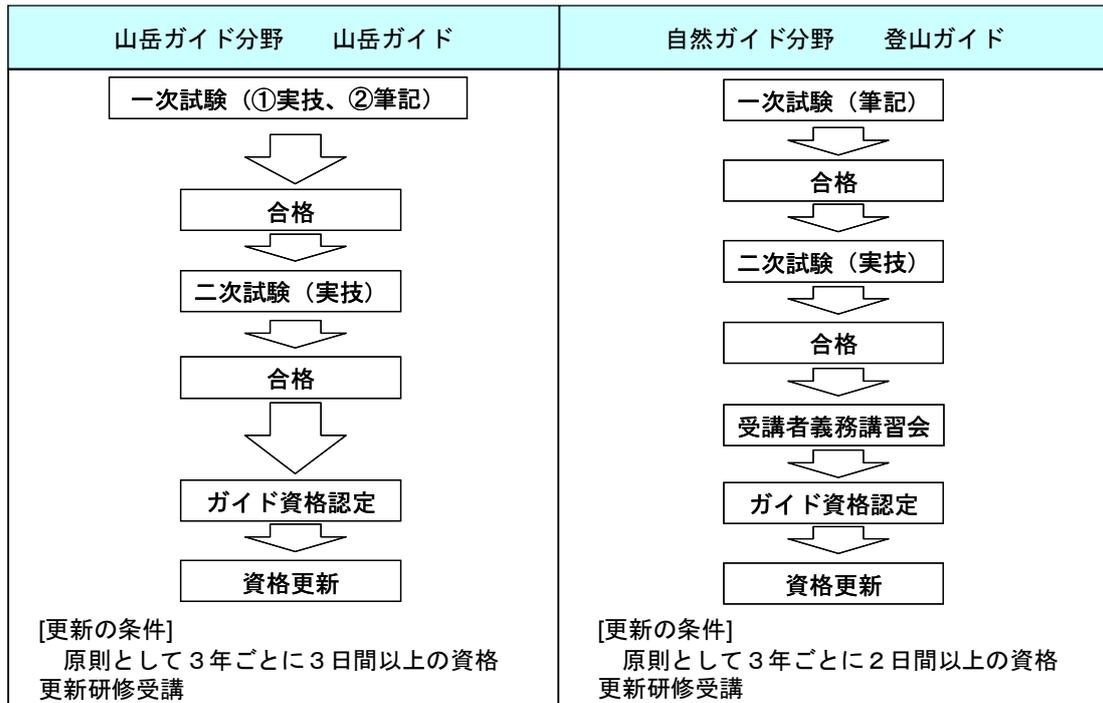
一次試験（筆記）、二次試験（実技）に合格し、その後の受講者義務講習会を経て、資格が認定される。

(社) 日本山岳ガイド協会資格の概要

種類	山岳ガイド分野			自然ガイド分野		
	国際山岳ガイド	登攀ガイド	山岳ガイド	登山ガイド	自然ガイドステージII	自然ガイドステージI
職能範囲	国内はもとより国際山岳ガイド連盟加盟国において、その加盟国の法律に反しない範囲で、全ての山岳ガイド行為を行うことができる。	国内で季節を問わず、すべての山岳ガイド行為を行うことができる。	国内において困難な岩壁、氷壁ルートを除き、全ての地域で季節を問わずガイド行為を行うことができる。	国内において無積雪期、山地でのよく整備された登山道(※)及び四季を通じた山地、高原、森林、原野、河川を含む地域でのガイド行為を行うことができる。 (※)一般のガイドブック等で難路、険路、不整備、岩場技術、及び氷雪技術が必要とされる場所は含まない。	国内において四季を通じて森林、野山、河川を含む、人間社会と隣接する里地・里山地域及び山地・高原での自然や民俗を解説するエコツアーなどの自然ガイド行為を行うことができる。	国内において無積雪期の森林、野山、河川を含む、人間社会と隣接する里地・里山地域及び山地・高原での自然や民俗を解説するエコツアーなどの自然ガイド行為を行うことができる。

(長野県観光部)

(社) 日本山岳ガイド協会の資格取得の流れ



(長野県観光部)

- 今後、本県の山岳ガイド資格と、(社) 日本山岳ガイド協会資格とが同等のレベルと判断できるならば、資格の相互の連携についても検討する必要があると考える。
- なお、(社) 日本山岳ガイド協会、(社) 日本旅行業協会及び(社) 全国旅行業協会の3者は、ツアー登山におけるガイド需要の高まりから、旅程管理

者やツアー登山専門添乗員を対象とした新たな山岳ガイド資格認定を、平成23年度から実施することで合意した。

これは、ツアー登山引率者に求められる、国内の無積雪期の登山におけるガイド行為に限定した資格であり、「登山ガイド」を2つに分け、従来の資格を「登山ガイドステージⅡ」、新資格を「登山ガイドステージⅠ」とする。

一定の資格を満たす者は、筆記試験が免除され、数日間の講習の受講により、「登山ガイドステージⅠ」に認定されるもので、安全安心なツアー登山の実施につながるものと期待される。

7 他の都道府県における山岳ガイド資格

北海道では、アウトドアブームの高まりにより、雄大で美しい自然の中で本格的なアウトドア体験を求めて大勢の観光客が訪れるようになった一方、急激な利用者増に伴い、自然環境への影響、安全性の確保、サービスの質の低下などの課題が生じ、平成12年4月に「北海道アウトドア資格制度研究会」を発足し、平成13年10月に「北海道アウトドア活動振興条例」を制定した。

アウトドア活動の振興を目的としたこの条例に基づき、平成14年4月、「山岳」、「自然」、「カヌー」等の5分野を認定する「北海道アウトドア資格制度」が創設され、現在までに延べ600名以上のアウトドアガイド資格取得者を生み出している。

しかし、制度創設から7年以上が経過する中で、資格制度の社会的認知度の低さなどから必ずしも市場における優位性が認められない状況にあるほか、資格認定が知事から民間団体へ移行したことに伴い、受験者数が減少しているなど、制度疲労とも言える様々な課題を有していた。

そこで、平成21年度に「北海道アウトドア資格制度の見直し等に関する検討会」が設置され、平成23年度までの3年間の予定で、アウトドアガイド資格制度の見直し作業が行われている。

北海道アウトドア資格制度の概要

1 制度のスタート

○ 平成14年度

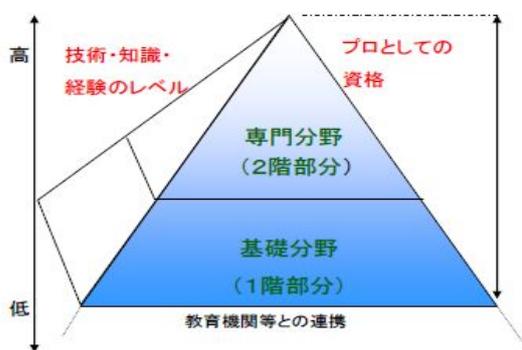
2 対象とするアウトドア活動分野

○ 山岳、○ 自然、○ カヌー、○ ラフティング、
○ トレイルライディング（乗馬）

3 制度の仕組み

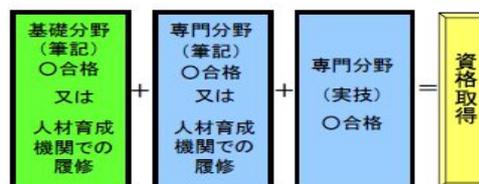
(1) 個人資格制度

北海道のアウトドアが意図に求められる知識、技術を、アウトドア活動の各分野に共通する一般的知識である「基礎分野」と、分野ごとの専門的な知識、技術である「専門分野」の2層構造とし、双方が一定の水準に達している者をガイド資格取得者として認定。



■ 基礎分野（筆記）、専門分野（筆記・実技）の3部門すべて合格した時点で資格取得となり、「資格取得証書」が付与されます。また、資格の有効期限は、合格発表の日から2年を経過した年度の3月31日までとし、2年毎に更新することができます。

■ 基礎分野（筆記）、専門分野（筆記・実技）のいずれかの区分に合格した場合は、区分ごとに「合格証明書」を発行します。有効期限は、合格発表の日から2年を経過した年度の3月31日までです。



(2) 事業者登録制度

ガイド資格取得者を一定数以上配置して、事業を実施するアウトドア事業者を優良事業者として登録。

(北海道資料から作成)

8 外国の山岳ガイド資格制度

(1) 外国の山岳ガイド資格制度

本県の山岳ガイド資格制度を構築するにあたっては、国内の山岳ガイド資格との比較のほかに、外国の制度にも目を向ける必要がある。

外国には国家資格としての山岳ガイド資格を有する国があり、例えば、フランスではその国家資格がなければ山岳ガイド行為をすることができないとされている。

(2) 外国の登山研修機関

○ フランスでは、山岳ガイド国家資格を取得するための研修機関を設置している。

Ecole Nationale de Ski et d'Alpinisme (ENSA) と呼ばれるフランス国立スキー登山学校は、国の青年スポーツ省の機関として、①登山に関する職業人の教育と監督（検定）に関すること、②スキー、登山の指導法の確立などを設置目的として、1946年に設立され、今では年間約4,000名の研修生（2003年）が学んでいる。

研修の対象者は18歳から55歳までの者とされ、登山のあらゆる技術やクライミング技術、スキー滑降といった研修を8つのコースで学び、全てのコースを修了し、合格した者だけが登山ガイドとなることができる。

登山及びスキーに関するあらゆる知識、技術の習得はもちろん、スポーツ指導者共通のコミュニケーション能力に関する研修まで、その内容は幅広い。

資格取得との関係については、一定の研修終了後に補助ガイドとして活動することが認められ、その後実地経験を積んだ上で、全ての研修コースを修了した者に資格が与えられ、登山ガイドとしての活動が認められる。

フランス国立スキー登山学校（ENSA）の研修について								
コース	A	B	C	D	E	F（沢・滝をクライミング技術を使い下降する技能をみるコース）	G	H
日数	5日間		2週間	3週間	6週間 ※Dコース修了が受講資格	50時間以上 ※事前に10コース以上のリスト提出	【資格】 ① 2年以上の補助ガイドを経験した者 ② 50以上の登攀ルートを持っていること。（アイガー北壁グスの難関ルート）	
研修内容	①書類審査：登山歴 ②クライミング技術：6a以上 ③氷雪技術：50°～60°以上の斜面 ④岩壁登攀：5級以上の岩壁を登山靴で登る。 ⑤スキー滑降：あらゆるコンディションで滑る能力	・フランスにおけるスポーツ指導者共通のコミュニケーション能力テストに合格すること。	・登山のあらゆる基本的な能力について、最低40時間以上の研修。	①氷河地形を含む氷雪斜面での基本スキー能力 ②スキーを使用した登山の能力と氷壁を登る基本能力 ③技術と知識のテスト	①スキーと登山における基本技術の確立 ②登山の知識と技術の研修 ③技術・教授法・知識のテスト	・沢を下降する技術や水泳能力など	①高峻山岳におけるスキーを使用した登山の完璧な能力の研修 ②技術と知識のテスト	①高峻山岳における登山の技術と知識の研修 ②技術、教授法、知識のテスト

E、Fを修了した者は補助ガイドとして働くことができる。

全てのコースを修了、合格した者が、高峻山岳における登山ガイドとなることができる。

（本研究会 東委員保有資料から作成）

- フランスのほかに、オーストリアやイギリスなどにも登山研修機関が存在しており、これらは国の機関であったり、または国から財政支援を受けている。

諸外国登山研修機関一覧

国名	フランス	オーストリア	イギリス		インド		
名称	ENSA	BAFL	MTT	MLTUK	HMI	NIM	Directorate of Mountaineering and Allied Sports
目的	登山に関する職業人の教育と監督(検定)	各種スポーツの指導者の養成	全ての野外活動の訓練	地域の登山指導者の養成	国防・観光	国防・観光	国防・観光
設置形態	青年スポーツ省の機関	文部科学省の機関	国から予算補助のある機関	国から予算補助のある機関	執行協議会による自治体として運営	国防省とウッタラフ州の共同企業体	
研修対象者	18歳以上55歳まで		全年齢		コースにより異なるが、青少年から成人を対象	コースにより異なるが、青少年から成人を対象	コースにより異なるが、10歳から50歳
参加要件	登山歴の書類審査及び各コース毎に要件有	入学にあたりレポートの提出と各技術の試験					
研修事業の概要	A～Hのコースがあり、G・Hはアイガー北壁クラスの難関を登る必要有	秋・春の入学試験と最低30本のレポート提出。研修期間2年間。1本のコースの平均日数は、約1週間～10日間	24コース(カヌー・スキーなどの野外活動のコースを含む)	9コース(ガイド資格取得含む)	3コース(外国人にも門戸を開放)	5コース(山岳捜索・救助コース有)	7コース(スキー・ウォータースポーツを含む)
利用状況	研修生4,028名。延日数98日				各コース10名		毎年2500人以上
取得資格	国際ガイド資格(全コース履修者)	国際ガイド資格(全コース履修者)					

(本研究会 東委員保有資料から作成)

9 長野県山岳総合センターの研修機能

- 本研究会は、山岳ガイド資格制度のみならず、本県の登山を取り巻く状況にまで視野を広げて議論を行った。

そのひとつが、大町市に所在する山岳総合センターの研修機能についてである。

- 山岳総合センターは、昭和30年代後半から昭和40年代の登山人口の増加に伴う、山岳遭難事故の増加、登山者のモラル低下等による自然環境破壊を、教育的な立場から健全な山岳スポーツの振興と遭難防止を図ると共に、自然保護思想の普及に資することを目的として、登山等野外活動の研究指導と指導者の育成を行い、かつ、広く一般県民にも自然教育の場としての利用に供

するため、昭和44年5月に開所した（山岳総合センター所報から引用）。

教室、図書室、宿泊室などを備えた山岳総合センターは、その時代のニーズに応じた各種の研修講座を開催し、登山指導者の育成及び学校関係者や一般登山者の登山技術・知識の向上のため、その役割を果たしてきた。

- 本県山岳振興のために、山岳ガイドに対する能力・知識の向上のための研修や、一般登山者の正しい登山知識・技術の習得研修の場として、山岳総合センターを更に活用すべきである。

また、国立登山研修所（富山県立山町）における、大学や山岳会の研修講座開催の事例を参考に、山岳総合センターの講座を充実すべきである。

一方で、設備や人員に関する課題もあることから、今後の機能強化については、国立登山研修所と相互に連携し、機能を補完するなど、より効果的な体制の整備が必要である。

また、県内の学校登山の内容の変化は憂慮すべき事態であり、山岳総合センターの学校の教員向けの研修講座とあわせ、そのあり方を検討する必要があるのではないか。

以上を踏まえ、山岳総合センターで開催されている一般登山者向けの研修講座の充実と、本県山岳ガイドの能力向上に寄与するための研修講座の充実及び機能強化について、山岳総合センターの今後のあり方の議論と併せて、検討を進めることを期待したい。

10 国における山岳ガイド資格制度構築の必要性

(1) 観光立国を推進する上での山岳ガイド資格

- 国は、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、観光立国の推進を7つの成長分野のひとつに位置づけている。

また、21世紀日本の復活に向けた国家戦略プロジェクトとして、「訪日

3000 万人プログラム」を掲げている。

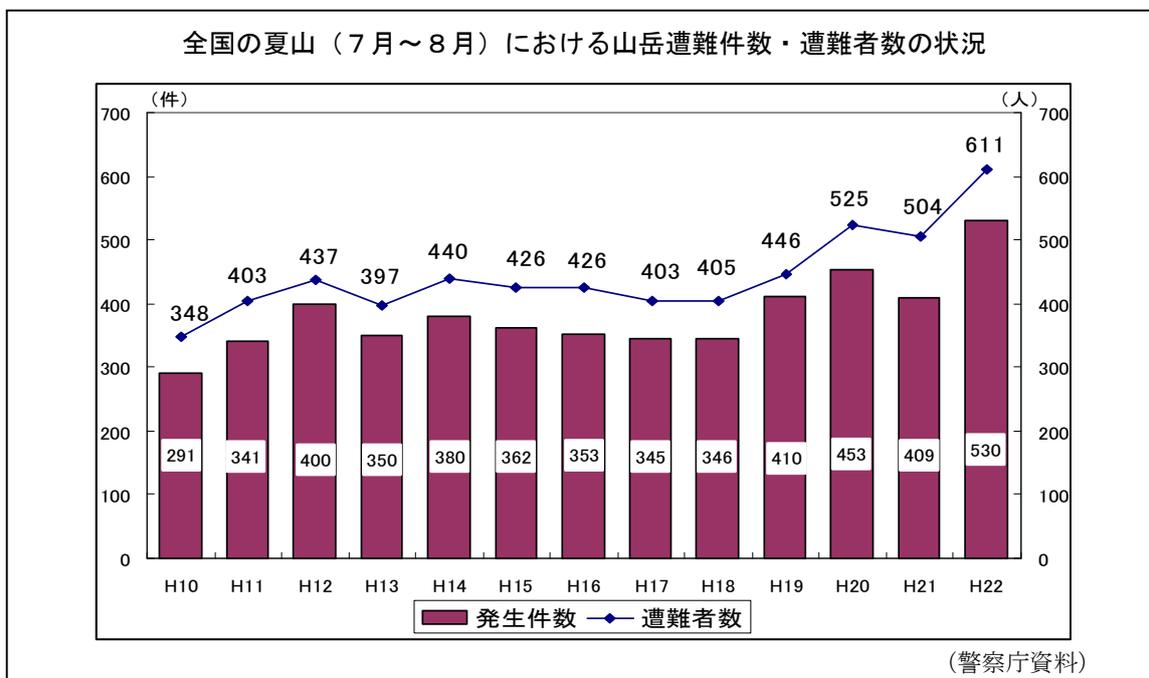
- これらの目標の達成には、誘客としてのプロモーションだけでなく、受入側の体制整備という観点も重要である。

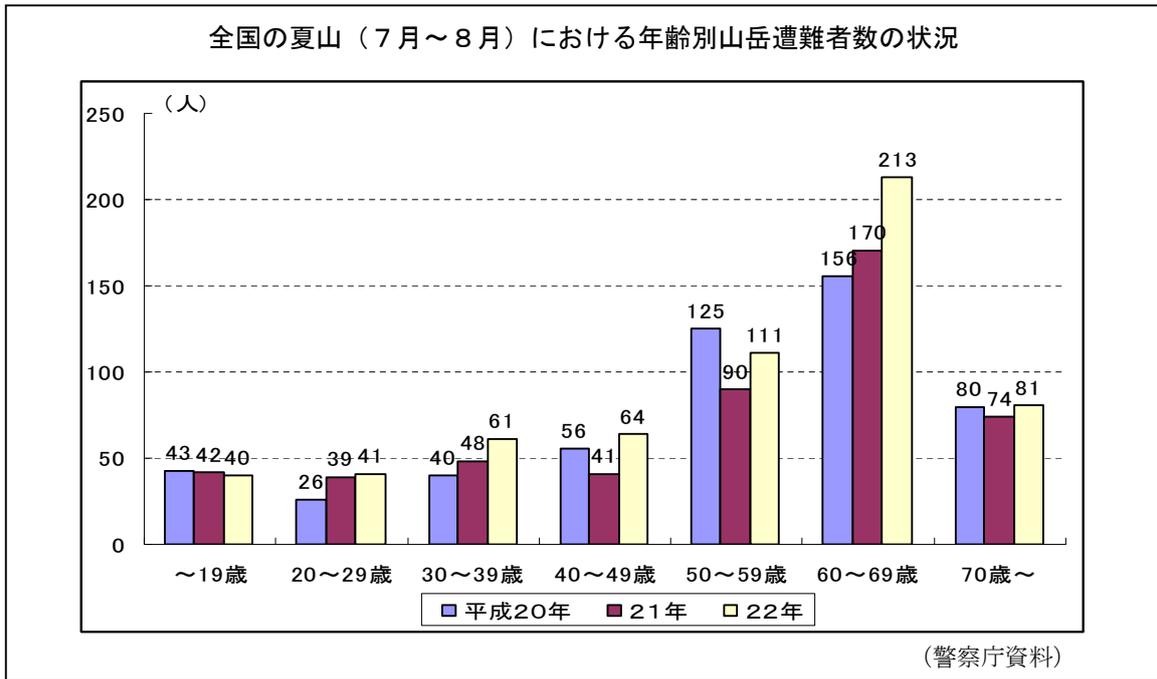
8 「外国の山岳ガイド資格制度」で述べたように、諸外国には山岳ガイドの養成機関が存在している一方で、日本国内には、山岳観光を支える人材を育成するという観点が欠けているのではないだろうか。

(2) 安全安心な登山を実現する上での山岳ガイド資格

- 全国の平成 22 年の夏山（7 月～8 月）の山岳遭難発生状況については、発生件数は 530 件で対前年 121 件の増加、遭難者数は 611 人で対前年 107 人の増加となり、いずれも過去最高を記録した。このうち、40 歳以上の中高年の遭難者数は、前年と比較して 94 人の増加となっている。

さらに、39 歳以下の若年層についても、遭難者数は前年と比べて 13 人増加している。





- このように、中高年登山者の増加、山ガールに代表される初心者の増加、そして、外国人登山者の増加という状況は、今後も拡大、加速するものと予測される。

安全安心な登山の実現は、山岳観光の振興、観光立国の推進の大きな課題である。

(3) まとめ

- 観光旅行における安全の確保については、県、民間団体、事業者等で構成する観光客安全対策推進会議への支援や、山岳遭難防止対策協会への支援、山岳総合相談所の設置など、県レベルでの取組を行ってきているが、全国レベルでの取組をさらに進める必要がある。
- 観光立国の推進と、安全安心な登山の実現は、全国共通の課題である。国において、全国共通の山岳ガイド資格制度の構築について検討に着手されることを期待する。

第4 資格の更新

- 現在の信州登山案内人制度では、3年間の有効期間満了時に、更新申請書及び健康診断書を提出することで資格が更新される。最初の試験に合格すれば、永久に資格保持が可能となる自動車運転免許と同様の制度である。

このような、資格が事実上永久に有効であるという制度は、山岳ガイドの能力向上、育成という観点からは問題がある。

(社)日本山岳ガイド協会においては、資格の有効期間である3年ごとに最低2日間以上の「資格更新研修」の受講を義務付け、資格更新の要件としており、山岳ガイドの能力向上、育成を考慮した制度となっている。

- ガイド資格の取得はゴールではなく、山岳ガイド活動のスタートであるとの認識から、研修の受講を資格更新の条件とする必要がある。

区分	信州登山案内人	(社)日本山岳ガイド協会	
		山岳ガイド分野	自然ガイド分野
		山岳ガイド	登山ガイド
資格有効期間	3年	3年	3年
更新条件	更新申請書(ガイド活動の履歴書、健康診断書、現有許可書を添付)の提出のみ	原則として3年ごとに3日間以上の資格更新研修(※)を受講 (※)2泊3日で年間5会場程度(立山、八ヶ岳等)開催	原則として3年ごとに2日間以上の資格更新研修(※)を受講 (※)1泊2日で年間4会場程度(丹沢、八ヶ岳等)開催

第5 現在の有資格者への対応

- 平成22年4月現在、486人の信州登山案内人が存在する。新しい山岳ガイド資格制度が施行されるにあたり、現行資格保有者に対する配慮が必要である。

具体的には、現行資格を有する者については新制度の資格を有するとみなし、資格の有効期間については、現在の資格の有効期間の範囲内までとすることが適当と考える。

- 信州登山案内人については、その3割以上が60歳以上という状況で、実際にはガイド活動を行っている人は少ないと言われている。

このような高齢の登山案内人への対応について、以下のとおり議論を行った。

1 高齢の信州登山案内人への対応

(1) 課題

高齢の案内人がこれまでに培った多くの経験、知識は信州登山案内人制度及び本県山岳観光が誇る財産であり、敬意を払うべきものである。一般登山者に、本県での登山を安全安心に楽しんでもらうためには、この財産を生かし、活用していくことが必要である。

従って、現在の資格保有者のうち、特に現役のガイド活動を退いた高齢の案内人については、これまでの活動を尊重し、名誉を称えるとともに、蓄積された経験を生かすことが望ましいと考える。

(2) 対応策

1点目は、これまでに課してきた資格の更新手続を、ある一定の年齢に達したところで免除し、本人の資格返上の意思のない限り永年資格とする方法である。

2点目は、高齢ではあるものの、現役でガイド活動をする者については、

更新手続は免除するが、現役の案内人に受講を義務付ける研修には任意で出席してもらう。その研修を、最新の知識や技術の習得の場としたり、高齢の案内人自身が有する知識や技術を伝承する機会として活用してもらうという方法である。

2 現役ガイドに対する研修の義務付け

第2章第4で述べたように、現役のガイドについては、研修を義務付けて、これを資格更新の条件とすべきである。

第6 まとめ

○ 山岳ガイド資格制度の望ましいあり方の総括は、以下のとおりである。

1点目は、本県には独自の山岳ガイド資格制度が必要である。

急峻な山岳を有する本県では、地元の山に精通した山岳ガイドと、そのための資格制度が必要である。

2点目は、本県独自の山岳ガイドに必要な能力・知識は、①安全確保能力、②登山に関する一般的な知識、③山の歴史や文化に関する知識、④コミュニケーション能力（接客やおもてなし）の4点である。

山岳ガイドとして最低限求められる、①安全確保能力、②登山に関する一般的な知識に加え、山岳の歴史や地域のことを語ることのできる能力・知識という本県の独自性も重要である。

3点目は、新しい山岳ガイド資格制度は、山岳ガイドの一定の能力・知識を測り、認証する制度とすることである。

現行の「営業」の許可制度から、上記の「4つの能力・知識」の認証制度へと変更する。

4点目は、資格のレベルは、現実のガイド行為が対象としている、入門から中級までの登山に対応するものとする。

「能力・知識」が認証されたとしても、すべてのガイド行為に対応できるわけではない。県内の山岳ガイドが現実に対象としている入門から中級までの登山レベルを、本県山岳ガイドの職能範囲とする。

5点目は、研修を充実強化して、山岳ガイドの能力向上を図る。

山岳ガイド資格の取得は、ガイド活動のゴールではなく、スタートであることから、能力アップに向けた取組を強化する。

6点目は、資格更新の条件として、研修受講を義務付けとする。ガイド活動の第一線から退いている高齢の方々については、現役のガイドとは異なる対応として配慮する。

資格は未来永劫有効ではない。山岳ガイドを育成するという観点から、更新の条件として、研修の受講を要件とする。

高齢の山岳ガイドは、信州登山案内人制度及び本県山岳観光の財産であることから、十分にその対応について配慮する。

- 県においては、以上述べた考え方に沿って、新たな制度構築に取り組んでもらいたい。

新しい山岳ガイド資格制度のセールスポイントは、本県の独自性の発揮である。

山の歴史や文化など地域のことを語るができる山岳ガイド資格制度—これこそが新制度において最も強調した点である。

新制度を全国の登山者、旅行会社に知ってもらい、活用してもらえるよう、積極的なPRに努めてほしい。

資格を取得した山岳ガイドは、自己研鑽を積み、研修を受講して能力アップを図る努力を怠ってはならない。そうすることが、本県山岳観光の発展につながるものとする。

第3章 ツアー登山を企画する旅行会社への対応

平成21年夏に北海道トムラウシ山で発生した遭難事故については、事故発生の要因として山岳ガイドの判断ミスが指摘されたことに加え、企画・運営したツアー登山旅行会社の問題も大きく取り上げられた。

「トムラウシ山遭難事故調査報告書」（平成22年3月1日 トムラウシ山遭難事故調査特別委員会）では、ツアー登山を企画・運営する旅行会社が取組むべき点として、山岳ガイドや、商品企画との関連について、以下の事項を挙げている。

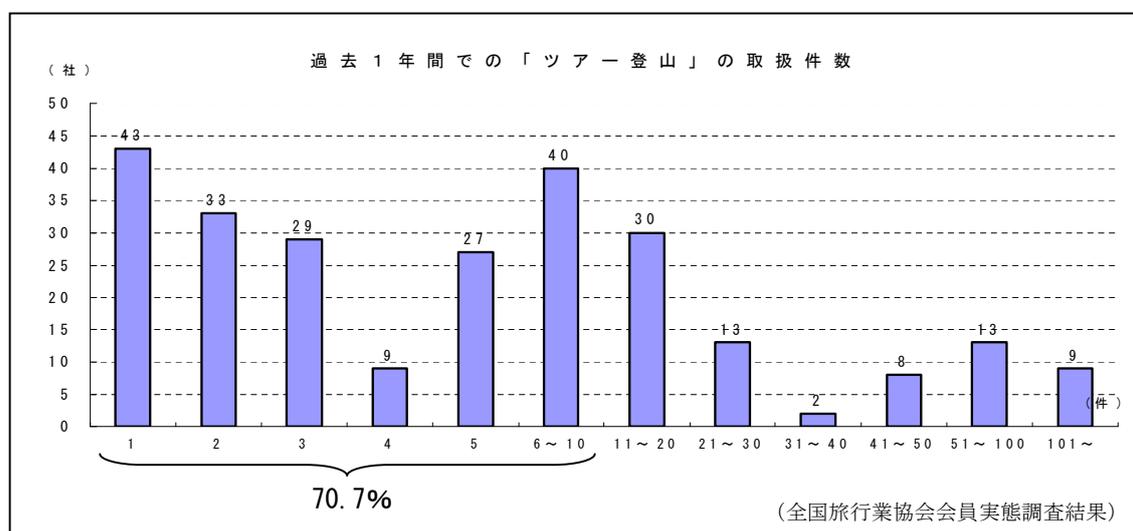
- ① ツアー会社は、会社及びガイドのリスクマネジメント能力を高め、常に最悪の状況を考え、最良の準備を怠らないことが肝要である。
- ② 旅程保証と安全配慮義務は相反するが、ツアー登山においては、企画立案の段階から注意すべきことは安全配慮義務である。
- ③ 登山の安全性に配慮した業務マニュアルを作り、忠実に実行するよう徹底することで、ツアー会社におけるガイド管理体制を確立することが急務である。
- ④ ツアー登山においては、旅程管理者（いわゆる添乗員）に登山教育を施すよりも、実力のある山岳ガイドを養成すべきである。あるいは、山岳ガイドに旅程管理者資格を取得させたらどうか。
- ⑤ ツアー会社で雇用される山岳ガイドの待遇が、安全管理という重い責任を負わされている割には厳しく、待遇改善について検討する必要があるのではないか。
- ⑥ リスキーなツアー商品については、募集要項の中に、ツアー中に想定されるリスクに関して具体的に表示することが望ましい。登山活動においては、旅程管理責任を負えない部分があることを強調する必要がある。

以上指摘された事項は、ツアー登山旅行会社が取組むべき内容であるものの、安全安心な登山の実現という観点から、本県が取組むことは何かについて検討を進めた。

第1 現状

- 旅行会社におけるツアー登山の取扱状況については、(社)全国旅行業協会会員 5,800 社への調査によると、回答のあった 2,498 社中ツアー登山を取扱った旅行会社は 267 社 (10.7%) である。また、過去 1 年間のツアー登山の取扱件数については、10 件以下の旅行会社が約 7 割であった。

従って、ツアー登山を扱う旅行会社の数は多くないものの、年間で 50 件超の取扱実績を有する、ツアー登山専門の旅行会社も存在している。



- 安全安心な登山の実現に向けた、県における旅行会社に対する取組としては、旅行業界団体に対して、ツアー登山の安全確保に関する通知を発出し、ツアー登山の企画・募集・実施のそれぞれの段階での留意点を周知しているところである。

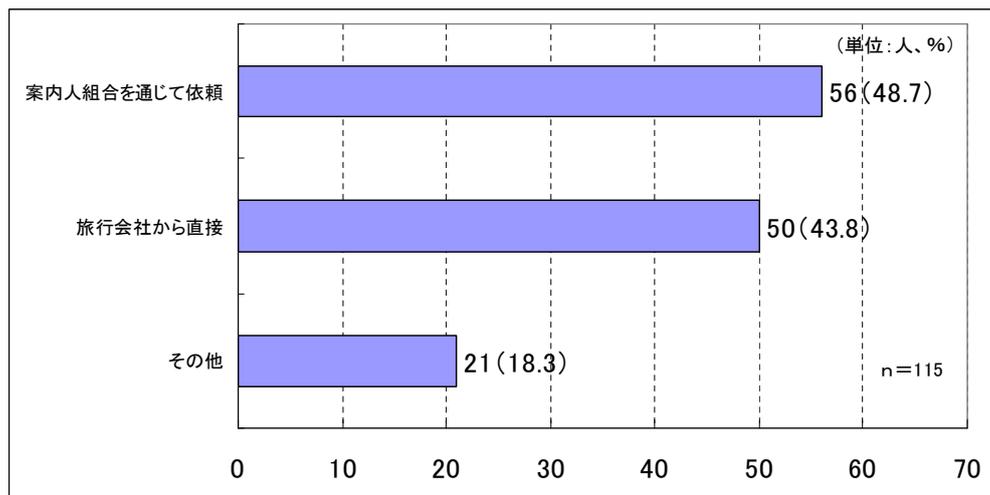
また、県警察本部 (地域課) では、ツアー登山に参加する者、企画する者の双方に向けて、安全確保のための啓発資料を県警ホームページに掲載している。

- 信州登山案内人のツアー登山におけるガイド活動の状況については、ガイドを依頼された経路は、案内人組合を通じたものが約 49%、旅行会社から直接依頼されたものが約 43%となっている。

ガイドを依頼された経路について(ツアー登山におけるガイド)

- 平成21年中にガイド活動を行った案内人172人のうち、ツアー登山におけるガイドを行った案内人は115人。
- そのツアー登山ガイドをどこから依頼されたか(複数回答)については、
 - 案内人組合を通じての依頼が56人(49%)。
 - 旅行会社から直接の依頼が50人(44%)。

【主な旅行会社】クラブツーリズム、毎日新聞旅行、トップツアー



(長野県観光部)

- 個々の組合への聞き取りでは、過去に実績のある旅行会社に対しては、当該組合所属のガイドの活用のための営業活動を行っているが、新規開拓は行っていない。

第2 課題

- 県では、安全安心な登山の実現に向けて、旅行会社への働きかけを行っているが、効果は不明である。従って、業界団体を経由してではなく、ツアー登山を専門に取扱う旅行会社への直接の働きかけを強化する必要がある。
- 国においては、北海道トムラウシ山遭難事故を受けて、旅行会社に対して、ツアー登山の企画・実施・管理体制の総点検の実施などの周知を図っているところである(平成22年3月31日付け観産第628号通知)。

- 安全安心な登山の実現のためには、優秀な山岳ガイドに対し、旅行会社からガイドの依頼がされることが望ましいが、県内の登山案内人組合と旅行会社との関係は希薄である。

従って、個々の組合からも旅行会社への働きかけを行っていくことが必要である。

第3 対応策

- 今後は、(社)日本旅行業協会等の関係団体のみならず、個々の旅行会社に対し、ツアー登山における安全確保に向けた配慮を直接依頼する必要がある。また、本県の山岳ガイド資格制度と信州登山案内人の活用についても直接PRし、「長野県での登山は信州登山案内人によるガイド」を合言葉に、積極的な活用を促していくことが望まれる。

- 県ホームページにおいては、新たな山岳ガイド資格制度を解説して、情報発信に努める必要がある。

更に、案内人名簿を作成し、旅行会社に提供してガイドとしての活用を促す必要がある。

- 登山案内人組合においても、これまでは、旅行会社に対して案内人の活用についての積極的な取組をしてこなかったのが実情である。旅行会社のパンフレット等にプロフィールを掲載する場合には、「信州登山案内人」の表記をするよう依頼して、活用を促す必要がある。

第4章 安全安心な登山を実現するための方策

第1 一般登山者

1 現状

一般登山者については、①中高年登山者の増加、②若年登山者数は回復傾向、③山ガールをはじめとした初心者の増加、④未組織登山者の増加という状況にある。

2 課題

中高年登山者、山ガールをはじめとした初心者、未組織登山者の増加という状況から、①知識、技術、経験が十分でない登山者の増加、②山岳会、大学登山部の衰退等に伴い、正しい知識を学ぶ場が減少、③登山に対する危険意識が欠落している者が増加といった課題が指摘される。

3 対応策

- 本県における登山をより安全安心に楽しんでもらうためには、登山組織を補完する形で、基本的で正しい知識・技術の習得を促す必要がある。

これまで、山岳総合センターにおいて各種の登山講座が開催され、一般登山者の技術向上を図ると共に、山の魅力を伝える機会ともなってきた。

正しい知識、技術を学ぶ機会がなく登山を始めてしまったと言われている多くの登山者に、それらの知識、技術を習得してもらうことは、今後の登山界にとって非常に重要な課題である。

- そこで、第2章第3「9 長野県山岳総合センターの研修機能」で述べた山岳ガイドに対する研修の充実と併せ、山岳総合センターの研修機能の充実強化が必要と考える。

- また、民間の研修施設の活用も有効である。小諸市には、平成 22 年 5 月に安藤百福記念自然体験活動指導者養成センターが設立された。これは、自然体験活動の指導者の養成と、指導カリキュラムの研究・開発を目的とした日本初の専門施設である。

登山を含む自然体験入門講座など、指導者向けのみならず、一般住民向けの講座も開催しており、一般登山者の知識、技術の習得の場として、今後の活用が期待される。

4 参考事例

登山は自己責任が原則であり、登山者はそれを自覚の上、登山を楽しんでいることと思われる。

しかし、正しい知識・技術を学ぶ機会がなく登山を始めてしまったと言われている多くの登山者には、「自己責任」の意識が欠落していると言わざるを得ない、マナーの欠如や安易な救助要請事例があることは否定できない。

本県の下高井郡野沢温泉村では、スキーにおける類似の事例に悩み、「野沢温泉村スキー場安全条例」を制定するに至った。

野沢温泉スキー場では、近年、コース内での事故について管理責任が問われた事例が発生し、利用者の多様化やマナー低下に悩む状況にあった。

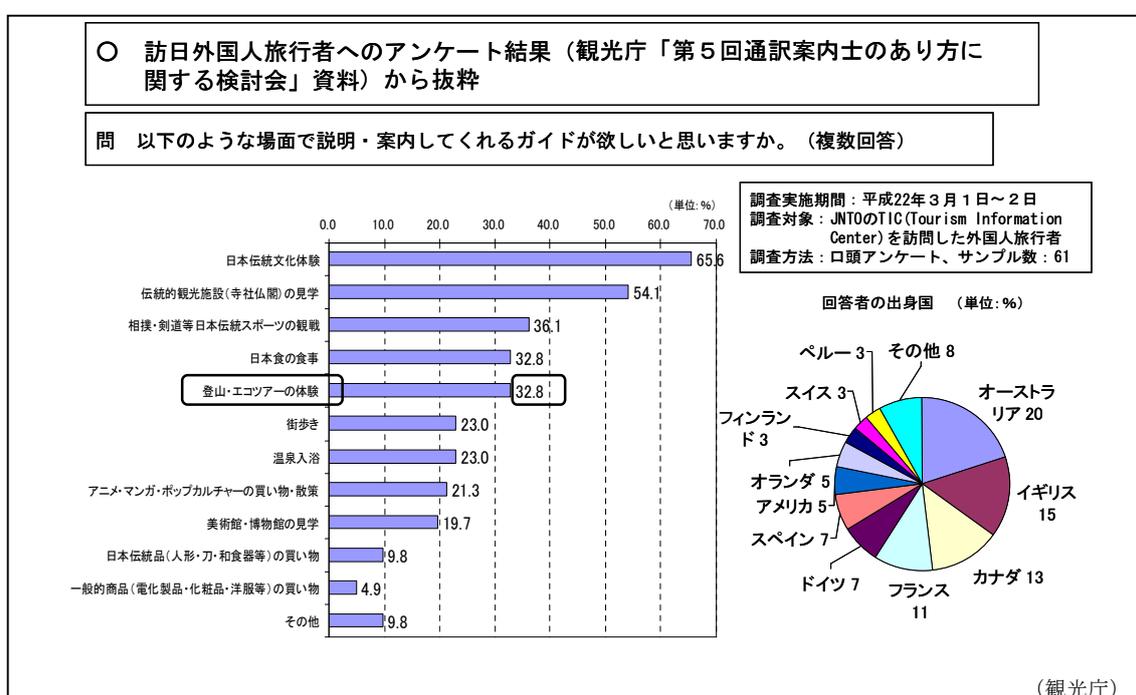
そこで、「スキー場では自分の身は自分で守る。」という考え方を明確にしておく必要があること、そして、滑走禁止区域での滑走による負傷や道迷いの際に、救助を求める事例が後を絶たないことに対する「スキーなど雪上スポーツは自己責任で行われるもの。」という考え方から、利用者の安全についての責任の自覚と、管理者が定める安全対策遵守の義務付け及び救助費用の弁償について条例化した。

スキーと登山の違いはあるものの、「登山における自己責任」の意識醸成のための、ひとつの参考事例となるのではないだろうか。

第2 外国人登山者

1 現状

- 国内における外国人登山者数については統計はないが、報道や山小屋関係者の話では、近年増加傾向にある。外国人旅行者の登山への興味は高く、観光庁が実施した訪日外国人旅行者へのアンケート結果では、登山・エコツアー体験でのガイドニーズを持つ外国人は3割を超えている。



- また、澤の屋旅館（※）の訪日外国人宿泊客調査では、4割を超える外国人が興味のある観光資源として、「登山、ウォーキング、ハイキング」を挙げている。

（※ 東京都台東区にある旅館。多くの外国人旅行者を受け入れており、館主の澤功氏は観光庁の観光カリスマに選ばれている。）

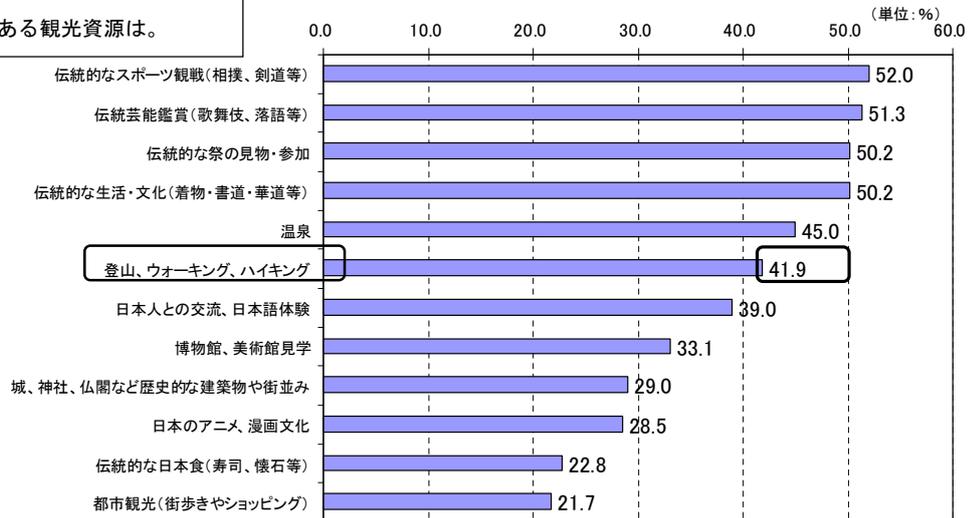
○ 日本の観光資源認知状況（澤の屋旅館訪日外国人宿泊客調査（2009年3月）から抜粋）

調査実施期間：2008年1月～12月

調査対象：澤の屋旅館に宿泊した外国人旅行者

調査方法：宿泊客に協力依頼／自記式調査票利用 サンプル数：723

問 興味のある観光資源は。



(澤の屋旅館訪日外国人宿泊客調査)

- 本県においても、外国人登山者は増加傾向にある。特に北アルプスは韓国人登山者に人気があり、本研究会の山口孝委員（北アルプス山小屋友交会会長）によると、北アルプス涸沢周辺では、韓国人登山者が外国人の多くを占める。正確ではないが、槍ヶ岳から奥穂高岳、上高地への縦走をする韓国人登山者は、平成21年には1000人を超え、平成22年は天候に恵まれたこともあり、更に増加した印象があるという。
- また、海外でも富士山は有名であり、外国人登山者から、登山口や山小屋に関する問い合わせが多数寄せられているという。

2 課題

- 平成20年8月には、北アルプスにおいてツアー登山での死亡遭難事故（※）が発生しており、外国人登山者は山に関する知識や装備が不十分であると言われている。
- （※）平成20年8月19日、北アルプス前穂高岳岳沢の登山道で、韓国人登山ツアー参加者の男性（60歳）が体調を崩して死亡した遭難事故。

死亡した男性が着ていた雨具は登山用ではなく、ナイロンのポンチョで着替えもなかったとされる。

3 対応策

- 本県は、「観光立県長野」の再興という大目標の下、平成 19 年 4 月に観光部を新設し、観光振興の取組を進めている。国において、訪日外国人 3000 万人プログラムを推進している今、本県においてもインバウンド観光の促進は最重要課題のひとつである。

外国人旅行者の誘致と共に、外国人旅行者（登山者）の受入体制の整備は急務である。

- 富士山に関する取組の例としては、平成 22 年度に、国及び富士山周辺の自治体では、英語、ハングル語等の多言語表記やピクトグラムを用いた案内看板の整備に着手したところである。また、静岡県では各登山口に英語、中国語、韓国語の通訳担当者を配置している。

（社）やまなし観光推進機構では、外国人登山者向けに「富士山登山証明書」を発行している。

富士山における外国人登山者の受入に関する取組例（1）

○ 外国語案内板の整備について

[事業概要（静岡県観光政策課から聞き取り）]

- ① 富士山標識関係者連絡協議会（環境省、山梨県、静岡県等で構成）において、「富士山における標識類総合ガイドライン」を整備（平成22年3月）
- ② 日本語、英語、中国語、ハングルの表記の統一化、各登山道のルートカラーの統一、案内標識のデザインの統一等を実施。
- ③ 標識については、各登山道管理者の予算において整備。（参考：静岡県3400万円（県単。設置費別））
- ④ 平成22年度に登山道内全てを整備（280基）し、来年度以降は維持管理と経過観察を行う。
- ⑤ これまでの山小屋関係者が設置した標識についても、将来的には統一デザインへの協力をお願いしている。

○ 通訳の配置について

静岡県では今年度、国の緊急雇用創出事業を活用し、富士登山の経験豊富な者を富士登山専門のナビゲーターとして雇用（34人）し登山口に配置。英語、中国語、韓国語の通訳担当も含まれる。

[事業概要（静岡県観光政策課から聞き取り）]

- ① 緊急雇用創出事業予算3000万円 → 執行は約2800万円。
- ② 34人雇用中、通訳担当13人（英語9人、中国語3人、韓国語1人。緊急雇用事業のためハローワーク経由の募集により、言語に偏りが出た。）
※残りの21人は24時間体制（通訳以外）のナビゲーター
- ③ 通訳担当は7月1日～9月4日の間、8時～17時に配置し、期間中約2800件の対応実績。

問い合わせ内容：登山（装備）指導、気象情報、山小屋情報、下山者への観光案内 等

（静岡県から聞き取り）

富士山における外国人登山者の受入に関する取組例（２）

○登山証明書について

（社）やまなし観光推進機構は、外国人登山客向けの「富士山登山証明書」を発行。

[事業概要（（社）やまなし観光推進機構から聞き取り）]

- ① 予算額 約30万円（デザイン代、用紙代、郵送料）
- ② 平成17年度から開始していたが、当時は主に学校交流での登山者向け。一般外国人登山者を対象としたのは、平成21年度から。
- ③ 電子メールにより登山時の写真を送付してもらい、その写真を証明書に組み込む形で証明書を作成。印刷し、郵送。
- ④ 年間1000件程度の実績。



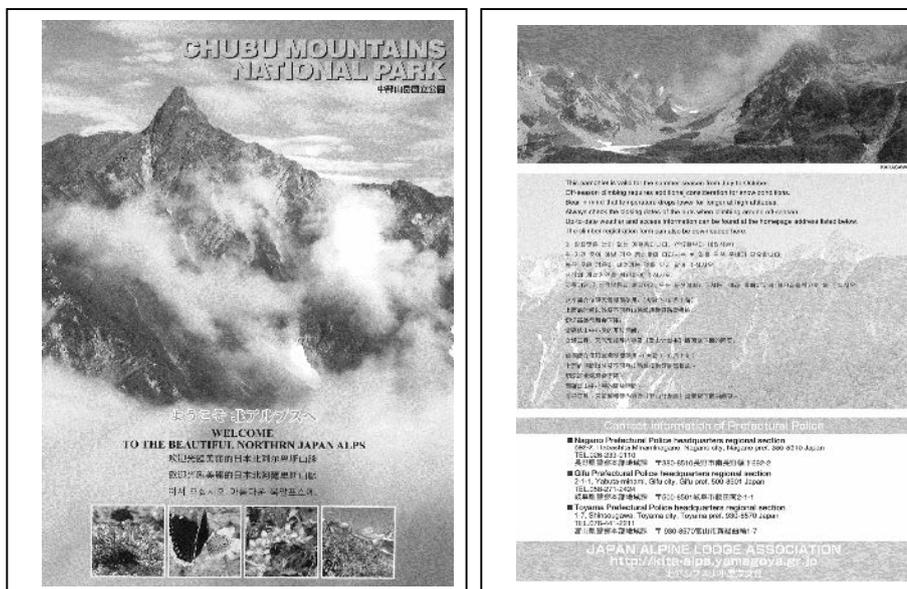
（（社）やまなし観光推進機構から聞き取り）

○ 本県では、これまでに、北アルプス南部の山小屋で組織する北アルプス山小屋友交会が、英語、ハンガール語、中国語表記の案内地図を作成している。

また、長野県山岳遭難対策協会が、英語、ハンガール表記の案内板整備への支援を行ってきたが、更なる充実が必要と考える。

山岳観光振興という観点から、富士山における外国人登山者受入のためのソフト、ハード両面の取組や、安全安心な登山のための情報発信の手法を参考に、受入体制を整備する必要がある。

北アルプスの外国語表記パンフレット



（北アルプス山小屋友交会）

外国語案内板の例



(長野県観光部)

第5章 山岳ガイド資格制度の周知

第1 現状

- 現行の信州登山案内人制度について、県では「信州登山案内人試験の案内」をホームページで周知しているのみで、制度の周知については不十分といえる。

登山案内人組合においては、13 組合中、7 組合がホームページで組合の活動や、案内人の名簿などを掲載して情報発信をしているところである。

第2 対応策

- 新しい山岳ガイド資格制度の特徴のひとつは、安全安心な登山のための正しい知識や安全確保能力だけでなく、山の歴史や文化に関する知識やコミュニケーション能力（接客、おもてなし）を、ガイドが有しているという点である。

後段は、まさに長野県の独自性である。本県の山岳ガイドは、これらを登山者に伝えていく、「伝道師」でもある。

- 県では、制度を積極的にPRして、全国の登山者に本県の山岳ガイド資格制度を知ってもらい、安全安心な登山の実現と、本県の山の歴史や文化への知的要求を満足させるよう努める必要がある。

そのため、①本県の山岳ガイド資格制度、②登山案内人組合、③登山案内人名簿をホームページに掲載し、広く周知していくべきであり、山岳雑誌への情報提供も必要である。

- 登山案内人組合においても可能な限りホームページを整備し、情報発信に努めることが求められる。また、ホームページの整備が困難な場合には、県のホームページで補うなどの対応も考えられる。

第6章 長野県山岳観光の振興のための提言

本県における山岳観光の振興を図るため、具体的な施策について、以下の4点を提言する。

1 新たな山岳ガイド資格制度の構築

本研究会の検討とりまとめを踏まえ、制度を具体化するために、以下のとおり会議を設置し、検討を進める。

(1) 信州登山案内人条例制定懇話会（仮称）の設置

本研究会のとりまとめを具体化するための、条例制定（改正）に向けた意見交換、意見聴取の場を設ける。

(2) 信州登山案内人試験再設計作業部会（仮称）の設置

本研究会のとりまとめ結果を踏まえ、専門知識を有する者により、試験や研修の実施方法について設計を行う。

2 山岳ガイドの資質向上

山岳ガイドの資質向上のため、以下の研修を充実する。

(1) 山岳ガイドのコミュニケーション能力の向上のための、おもてなしや接客に関する研修

(2) 増加する外国人登山者へ対応するための語学研修

3 山岳ガイド資格制度の周知及び旅行会社への働きかけ

本県における登山を安全安心に楽しんでもらうため、一般登山者やツアー登山を企画する旅行会社に対して、山岳ガイドの活用を呼びかける必要がある。そのため、旅行会社への直接的な働きかけ、ウェブサイト、情報誌等による制度の周知、PRを行う。

4 一般登山者への啓発並びに登山者の知識・技術の向上

(1) 一般登山者に対して、登山の正しい知識や技術の習得を促進する必要がある。

長野県山岳総合センターにおける、登山案内人に対する研修講座を含めた研修機能の充実強化等、山岳総合センターのあり方についての検討を進める。

(2) 近年増加傾向にある外国人登山者に対応するため、案内板の外国語表記や、登山口への通訳ボランティアの配置等、安全安心な登山のための受入体制の整備を推進する。

おわりに

～今後の展開への付言～

信州の自然環境、とりわけ山岳は全国に誇るべき財産である。

これを生かした山岳観光は、長野県観光の原点であり、今後も欠くことのできないものである。

本研究会では、本県の山岳ガイドを、本県の山岳観光を支えるソフトインフラストラクチャーとして認識し、議論を進めてきた。

制度の検討に当たっては、現行制度の課題を克服した上で、さらに、登山者が何を期待して本県を訪れるのか、そして、それらの者に対してできることは何なのかを考えることがポイントとなった。

これが、本県山岳観光の振興へと繋がるものと考えたからである。

その結果、具体的な対応策として、①山岳ガイドに一般的に必要とされる知識、技術に加え、本県独自の「山の語り部」としての知識と能力を県が認証する資格制度を構築すること、②山岳ガイドの接客業としての能力、技術を更に向上させるための体制を構築することに議論は集約された。

これらをもって、「本県山岳ガイド資格制度の望ましいあり方」としたい。

なお、本研究会では、議論の対象としなかったが、冬の上高地など本県の山岳では、心無い登山者によって、貴重な自然環境が荒らされている実態があると聞く。

自然保護という観点から、素晴らしい自然環境をもつ地域を限定してガイド同伴を義務付ける制度の可能性について、機会を改めて議論が行われても良いのではないかと。

さらに、ヘリコプターによる山岳遭難救助の課題についても触れておきたい。全国的に山岳遭難が増加する中、ヘリコプター救助の費用を有料化してはど

うかという議論がある。この背景には、安易とも言える救助要請が増加していることと、「登山は自己責任で」という考え方がある。救助された者が費用を負担すべきという意見がある一方、海難救助との整合や、「困った人が救助を求めている状況で有料の話はできない。」という否定的な意見もある。

登山とは本来どう在るべきか、という大きなテーマを考える中で、山岳遭難救助については、県境を越えた広域での議論を進めてはどうか。

最後に、長野県の登山に係る全ての者の努力により、本県の山岳ガイド資格制度が全国に誇り得る制度となることを期待したい。

そして、長野県の山岳観光の発展に寄与することを切に望むものである。

【付属資料】

1	長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会設置要綱	・ ・ 7 2
2	長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会委員名簿	・ ・ 7 3
3	研究会の審議経過	・ ・ ・ ・ ・ 7 4
4	研究会における委員の主な意見	・ ・ ・ ・ ・ 7 5
5	長野県観光案内業条例	・ ・ ・ ・ ・ 8 8
6	長野県における山岳ガイド資格制度の沿革	・ ・ ・ ・ ・ 9 1

長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会設置要綱

(設置)

第1条 長野県における山岳ガイド資格制度の望ましいあり方等について検討するため、長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会を（以下「研究会」という。）設置する。

(任務)

第2条 研究会は、長野県における山岳ガイド資格制度の望ましいあり方について検討するとともに、中高年を中心とした登山者への啓蒙の方法、ツアー登山を企画する旅行会社への対応方法について検討を行う。

(組織)

第3条 研究会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 研究会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会務を総理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、研究会の議長となり、議事を整理する。
- 3 座長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を研究会に出席させることができる。

(事務局)

第5条 研究会の事務局は、長野県観光部観光企画課におく。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、第1回研究会の日から施行する。

長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

	縣 和彦	大町市産業観光部観光課長
	磯野 剛太	社団法人日本山岳ガイド協会専務理事
	岩本 文成	株式会社ジェイティービー中部国内商品事業部地域 統括部長（長野県担当）
座長	菊地 俊朗	ジャーナリスト
	久保田賢次	株式会社山と溪谷社 企画開発部マネージャー
	畠山憲一郎	北アルプス登山案内人組合連合会会長
	東 秀訓	国立登山研修所専門職
	宮本 義彦	長野県山岳協会会長
	山口 孝	北アルプス山小屋友交会会長
	米川 正利	八ヶ岳山岳ガイド協会会長

<オブザーバー>

	傘木 靖	長野県山岳総合センター専門主事
--	------	-----------------

研究会の審議経過

- 第1回研究会（平成22年5月31日）
 - ・ 座長の選出
 - ・ 検討事項及び開催スケジュール
 - ・ 山岳ガイド資格制度等に関する現状と課題について
 - ・ 検討のための論点整理について
 - ・ 長野県独自の山岳ガイド資格制度の必要性について

- 第2回研究会（平成22年7月16日）
 - ・ 長野県において求められる山岳ガイドについて
 - ・ 現在の有資格者への対応について

- 第3回研究会（平成22年9月14日）
 - ・ 第2回研究会までのまとめについて
 - ・ 資格レベル、資格取得の方法について
 - ・ 資格取得者に対する研修について
 - ・ 資格の更新について

- 第4回研究会（平成22年11月17日）
 - ・ 新しい山岳ガイド資格制度の方向性について
 - ・ 長野県の山岳ガイドの職能範囲について
 - ・ 一般登山者への対応について
 - ・ ツアー登山を企画する旅行会社への対応について
 - ・ 長野県の山岳ガイド資格制度の周知について
 - ・ 検討のとりまとめについて

- 第5回研究会（平成23年1月14日）
 - ・ 報告書（案）について

研究会における委員の主な意見

【登山者の現状について】

<若い女性登山者の増加について>

- ・ 最近では若い女性の登山者が増加し、その年齢は、これまでより10歳以上若くなっている。
- ・ 登山に関する若年向け入門書やファッション的な雑誌が増加している。
- ・ 若い女性向けの登山雑誌や、登山を取り上げる一般女性誌が発刊されている。

<高齢の登山者について>

- ・ 高齢の登山者を対象にした、山の文化や山を中心とした文化に触れながら人生を過ごすという切り口の雑誌も多くなっている。

<未組織登山者について>

- ・ 今はネット登山会というものがある。いわゆる「ゆるい」山岳会であり、これに参加する人たちは堅苦しいことを好まないため、ツアー登山にも参加しない。
- ・ 全国的には、地域の山岳会への新規入会はほとんどなく、中高年山岳会になっている。
- ・ 「組織化＝安全への第一歩」という言い方はできなくなっている。未組織登山者への安全対策をしていくべきではないかという議論もある。

【山岳遭難について】

<中高年の山岳遭難について>

- ・ 中高年の遭難事故増加が指摘されているが、見方を変えれば、登山を楽しむ人が中高年だけになっているとも言える。

【山岳ガイド及びツアー登山について】

<山岳ガイドについて>

- ・ 安全には全国、長野県という区別はない。共通して守っていかなければならない。

- ・ 日本山岳ガイド協会で考えているスタンダードは長野県でも適用されるべき。
- ・ 日本山岳ガイド協会の目指すガイドは冒険的な登山向けであり、高いレベルが必要。
- ・ 最近の山岳ガイドは花や景色の説明は多いが、山の歴史に触れない。触れないどころか知らないと思われる。

<トムラウシ山遭難事故について>

- ・ トムラウシ山の遭難事故により、ツアー登山、山岳ガイド、参加者の持つ資質が非常に注目されたところだが、ツアー登山の事故は統計上は少数派。
- ・ ガイド登山の死亡事故も目立ちはするが、統計上は必ずしも多くはない。
- ・ 山岳ガイドの社会的責任からいって注目を浴びざるを得ないが、個人、未組織者の事故が圧倒的に多い。
- ・ トムラウシ山事故調査報告書にあるように、日本全体として山岳ガイド業をある程度スタンダード化していく必要はある。
- ・ 北海道の山と長野県の山は地形や気象が異なり、山岳ガイドも対応の仕方が違ってくると思う。

【信州登山案内人について】

<長野県観光案内業条例について>

- ・ 観光案内業条例ができた背景は、安全な登山というよりも、この仕事をする人たちの規制が目的ではないか。

<信州登山案内人の現状について>

- ・ 案内人組合といっても、実際にはほとんどガイド行為をしていないところもある。
- ・ 山岳ガイドが高齢化しているのは確かであり、そんな中でもなるべく若い人を育てようとしている。
- ・ 登山口の組合に属する案内人は、その山に関しては非常に詳しい。

【旅行業界におけるツアー登山への対応について】

- ・安全対策マニュアルの作成は必要であると考えている。

【長野県独自の山岳ガイド資格制度の必要性について】

- ・ 3つのアルプスをはじめ急峻な山岳地域を有する長野県においては、安全安心な登山を楽しんでもらうために長野県独自の山岳ガイド資格制度を維持すべき。
- ・ 長野県を訪れる登山者に対して何をしなければならないか、ガイドはどうあるべきかを考える必要がある。
- ・ 日本山岳ガイド協会資格とは切り離れた、地元の山に熟知したガイドの存在を生かせる道があるのではないか。

【長野県において求められる山岳ガイドについて】

<長野県の山岳において求められる基本的なガイド能力について>

- ・ 引率者の立場で客を案内するにあたり最も求められるものは、①引率力、まとめる力、統率力、②危急時の対応力（何かあったときに安全にその場所においてもらい、救助を要請する能力）、③急な地形、転倒・転落への対応。①、②なくして③はありえない。夏の信州の登山では、①、②が求められるのではないか。
- ・ ガイドは強くなければならないと言われてきている。ガイドはピンチのときに最も活躍してもらわなくてはいけないから、強くなければならないというのはひとつの条件だろう。
- ・ 「強くなければならない」ということを測る、あるいは実際に危機管理能力があるのかを測るのは大変難しい。
- ・ ガイド能力の土台の部分、安全確保については長野県だから特に重要であるというものではなく、全国共通である。

<長野県の山岳ガイドに期待するもの>

- ・ 1人の登山者が長野県の山岳ガイドに何を期待するのか考えたらどうか。
- ・ 長野県独自の山岳ガイドは、登山する場合のよきリーダー、良き助言者であり、登山者はその場で危険なことを正してもらえる指導者であることを期待している。

＜山岳ガイドの持つべき資質について＞

- ・ ガイドは接客業であり、大切なのはガイドと登山者との信頼関係。知識や技術がいくらあっても、ガイドが登山者に与える印象次第で、楽しいはずの山行がそうでなくなってしまう。
- ・ 初対面ではそのガイドの技術や能力はわからない。大事なことは「この人についていっても大丈夫」と思える人格ではないか。
- ・ 人と接する、人を理解する、人の立場に立って考えることができないと、登山者に何かあったときに対応できない。この適性が第一で、その次に体力や安全確保の技術があるかということである。
- ・ 四国にはお遍路の文化があるので「おもてなし」が日常的に積み重ねられている。
- ・ 接客はガイドの重要なファクター。研修には「おもてなしの向上」を盛り込んでいくべき。

＜長野県の山岳ガイド資格の独自性について＞

- ・ 日本山岳ガイド協会で考えているスタンダードは、当然に長野県にも適用されるべき。それを前提に長野県独自のガイド資格をつくっていくとなると、付加価値が必要であり、それをどう考えるかが焦点。
- ・ 地元のガイドはその山に熟知している。雲の動きを見たり、気象の変化に対応できる。若年層や女性登山者に対して山の魅力と登山の本来のあり方を伝えるために、地元の人が地元の山を案内してくれるというのは非常に魅力的。
- ・ 望ましいのは、長野県の山に登るときは長野県のガイドに依頼すること。

＜長野県における山岳ガイドの持つべき能力、付加価値について＞

- ・ 長野県の山岳ガイドが持つべきものは、自然を楽しんでもらう、あるいは地域の魅力を楽しんでもらう能力が一番だと思う。
- ・ 自然を解説する能力も大切だが、やはり地域社会との関わりを尊重し、かつ語れる能力が必要。山に行って自然のことを話すだけでなく、地域のことを話さなければならぬ。

- ・ 山小屋の主人の話は非常に面白く、登山者はその話を耳目を注いで聞いている。それは、生の「山との関わり」、「地域との関わり」があるからだと思う。このような魅力を長野県ではアピールすべき。
- ・ 現在は、若い女性層や年配層など様々な登山者がいる。自然を詳しく知りたい人にはその解説を、あるいはあまり会話はしたくないが、山の中を歩きたい人には、必要最低限の対応をするなどの、登山者に個別の対応ができるガイドがいると非常に素晴らしい。
- ・ 山と溪谷社では、若い女性層向けの登山雑誌の編集を、いわゆる「山ガール」にお願いした。彼女たちが考えた特集記事が、田淵行男に関するものであり、今登山を始めようとしている若年層は、ファッションだけで入ってきているわけではなく、歴史を知りたがっているのではないか。知識や経験のある者を大事にする考え方は間違っていない。
- ・ ガイド行為だけでなく、プラスアルファの魅力として、その地域だからこそ知っていること、例えば「戸隠そばの美味しい場所」「今が旬の山菜」などの知識も必要。
- ・ トムラウシ山の事故以来、ガイドの安全管理能力が叫ばれているが、ガイドの能力はまず人間性であり、次に地域を解説する能力であり、そして地域を愛し、人を呼び込む能力である。

【現在資格を有する者への対応について】

<高齢の登山案内人について>

- ・ 高齢の案内人は豊富な知識や知恵を持っている。彼らから受け継ぐものはある。
- ・ 高齢の案内人には、シニアガイドとして、助言や学校登山の引率をしてもらうなどの制度を作ってはどうか。
- ・ 高齢ガイドについては、一線で活動ができなくても、持っている知識と技術は素晴らしいものがある。現場で若いガイドを指導してもらってはどうか。
- ・ 現在登山を始めようとしている若年層は、ファッションだけで入ってきているわけではなく、歴史も知りたがっていると思われる。経験のある者を大事にする考え方は間違っていない。

- ・ 経験年数の長いガイドの事故の確率は極めて低いと思う。元々から、地域社会のネットワークの中で暮らしているので、いざというときの連絡網、救助網、遭難対策協会との関係、これらが確立している。
- ・ 高齢の案内人は大事にしたいし、資格のある人はそのまま残って欲しい。

【資格のレベルについて】

<長野県山岳ガイドの顧客層について>

- ・ 顧客層（登山者）のクラス分けをするのは難しい。
- ・ どういうガイドを認定し、どういうガイドを輩出すべきかを考えればよいと思う。例えば、「無積雪期の登山において、天候の急変やペース配分がしっかりと把握・判断でき、それに加えて長野県の地域情報や山の歴史などを語れる能力を有する。そして、困難な岩壁などについては的確なアドバイスができる能力。」これを有するガイドと定義できれば、モデルコースを提示する必要はないのではないか。的確にアドバイスする能力は、そのガイド（受験者）の登山経験である程度は測れる。
- ・ 顧客層については、長野県を訪れる全ての登山者が基本。レベルに関係なく、長野県への登山者にはより良いものを提供するべき。そのためのツールとして、信州登山案内人制度があり、案内人では対応できない、しにくいものについては、補完する機能（山岳ガイド協会資格を有するガイド）を紹介する方法が良いと思う。
- ・ 「観光立県長野の再興」や「山岳観光の振興」の方向からは、「この登山者層だけに対応する」という規定の仕方はしないほうがよい。
- ・ 初めての登山でも奥穂高岳から西穂高岳を縦走する人はいる。だからといって上級登山者というわけではない。ランク分けは厳密でなくても良いのではないか。長野県の登山案内人が目指すのは、初心者から中級者をガイドすることであり、現実のガイド行為もそのような状況。中級を超える場合については、各案内人が、ガイドするか否かを個々に判断している。
- ・ 案内をする顧客層は初級から中級レベルでよいが、制度を対外的にPRする場合には定義をしておいた方がよい。

<職能範囲について>

- ・ 資格を取れば全てのガイド行為が可能と理解されるようでは問題。
- ・ 現在の長野県の制度は「業」としての許可なので、ガイド行為に制限はない。一方、日本山岳ガイド協会の資格は能力の認定制度である。
これまでの研究会の議論からは、長野県でも能力の認定制度へ向っているように思う。その場合、「職能範囲」を明確にする必要がある。資格のレベルを議論する場合は、顧客範囲よりも「このようなガイド行為をすることができる」というところから出発すべき。
- ・ 長野県に来る全ての登山者を案内するために登山案内人がいるわけであり、「この層だけを案内する。」という決め方はしないで、「主にこのような職能範囲のガイドを養成しています。」というやり方が良いのではないか。先に案内をする登山者を決めてしまうのはよろしくない。
- ・ 職能範囲として「積雪期や岩稜、岩壁登攀をガイドできる」というものを規定するとしたら、その内容を学ぶ場所が必要になる。外国でも、例えばオーストリアでは最終的にはフランスのENSAに依頼している。長野県の山岳総合センターでは、いわゆる6級ルート of 養成は困難。
- ・ 長野県の山岳ガイドは、①長野県の山岳をよく知っている、②長野県の山岳の危険箇所をよく知っている、③長野県の山岳を安全に登山できる。そして、職能範囲としては、「無積雪期の岩壁登攀以外の登山でのガイド行為を行うことができ、かつ、長野県の地域情報を伝えることができる。」ということによいのではないか。

【筆記試験について】

<現在の出題内容について>

- ・ 出題にあたっては、前年度の難易度と差が付かないように配慮し、出題する山域についても偏りがないように配慮している。
- ・ 研究会で言われている長野県の独自性（山の歴史など）に関する出題がほとんどないことは否めない。
- ・ 記述式の出題も考えられるが、採点の公平性の理由で出題を控えている。
- ・ 現在の登山のキーワードのひとつに「楽しい登山」がある。「楽しく」させるための中身として地域情報も含めて山の歴史や文化に精通し、幅の広い楽しさを登山

客に提供する視点から試験問題についても考えるべき。

【実技試験について】

＜現在の試験の目的について＞

- ・ 現在の実技試験は登攀能力を見ているわけではない。
- ・ 「ロープを使って顧客を安全に守れる能力があるか」を測っており、そのために懸垂下降とセカンド確保の試験を課している。

＜改善すべきと思われる事項について＞

- ・ 懸垂下降は人工岩場でなく、もう少し傾斜のゆるやかな場所でもよいと思う。現実の環境に近い場所での実施を検討してはどうか。

＜付加すべき試験について＞

- ・ 危険箇所を通過する能力、技術や人を背負う能力を測る試験が必要。
- ・ 止血法や、顧客を安全な場所へ連れて行く能力、技術を測る試験が必要。

【試験の方法について】

＜面接試験について＞

- ・ 案内人の資格を取るというからには必ず動機があると思う。それを確認するには、書いてもらうか直接聞くしかない。
- ・ ガイドは時として、顧客に進言や提言をし、場合によっては客の要求を拒否する状況に直面する。そのための人間性を見るには、面接はよい方法だと思う。
- ・ 最終的な合否に影響するかはともかく、人の命を預かるガイドについては、面接して受験者の人柄を見ておくことが必要ではないか。
- ・ 1対1の面接でなくとも、ディスカッションのような方法もある。

＜記述式試験、作文試験について＞

- ・ 受験者の感性や理解度、将来へのアピールというものを把握するためには、作文試

験や面接が有効。

- ・ 作文試験では、本人の意欲や、実際にガイドしたい山域、得意分野を書いてもらう方法もある。
- ・ 落とすための試験ではなく、受験者の可能性をみつける試験とするために、記述式や面接なども考えて良いと思う。

【試験の内容について（総括的事項）】

＜筆記試験について＞

- ・ 出題分野については、現在の分野に加え、長野県の山岳ガイドの独自性の部分、つまり長野県の山岳の歴史や文化、山小屋の歴史に関する出題を増やすべき。

＜実技試験について＞

- ・ 現在の実施内容は妥当であるものの、実施方法については、より現場に近い環境での実施を検討すべき。
- ・ 顧客を安全な場所に移動させる能力を測る試験や、止血法等の能力を測る試験の導入も検討すべき。

＜記述式試験、作文試験について＞

- ・ 資格取得の動機やガイドしたい山域など、受験者の得意分野を引き出す出題を検討してはどうか。

＜面接試験について＞

- ・ 人柄を見るには適しているのですが、可否に反映させるかはともかく、導入を検討してはどうか。

＜試験内容の詳細設計について＞

- ・ この研究会では議論しきれない部分であるので、来年度、専門知識を有する者による作業部会を設置して検討すべき。

【研修について】

<研修の意義について>

- ・ 資格の取得はゴールではなくガイド活動のスタート。ガイドの資質向上のために研修を義務付けることは必要。
- ・ 組合に所属していない者については、研修の機会が少ない。最新の情報を得るためにも研修は大切。
- ・ 最終的に、ガイドに必要な判断能力を確かめられるのは現場に行ったとき。従って、現場での研修ができればよい。

<研修の義務付けについて>

- ・ 現在の研修はガイドの育成の観点からは不十分。資格更新の要件として研修受講を義務付けるべき。
- ・ 資格取得時の門戸は広くし、後に研鑽を積み、スキルアップを目指す制度を目指すならば、毎年の研修受講を義務付けるべき。

【資格の更新について】

<研修の義務付けについて>

- ・ 資格更新の要件として研修受講を義務付けるべき。
- ・ 更新時に再試験を課すことは不要。研修によりカバーすればよい。

<更新手続について>

- ・ 3年間の有効期間は短いという意見がある。
- ・ 更新申請時に添付する、ガイド活動の履歴書や健康診断書に意味はないという意見がある。

<高齢の案内人の資格保有の現状について>

- ・ 高齢の案内人には、現場にいかないのでは許可は要らないという人がいる一方で、現役でガイドをしている人もいる。また、資格の更新はしないが、案内人組合との関係は継続するという人もいる。

<高齢の案内人の資格更新について>

- ・ 高齢の案内人の有する経験、知識は非常に大切。資格を持ち続けてもらい、伝承して行ってほしい。蓄積がなくなっては困る。
- ・ 一定の年齢（60歳～65歳程度）に達したら、更新手続は不要としてはどうか。
- ・ 一定の年齢に達したら更新手続不要の名誉資格とし、その後も現役として活動している人はそのまま続けて活動してもらえばよいのではないか。また、これらの人は、本人が希望するなら研修を受講してもらえばよいのではないか。

【山岳総合センターの活用について】

<長野県山岳総合センターについて>

- ・ 山岳総合センターは、十分に活用されているとはいえない。登山案内人の研修を含めて活用できないか。
- ・ 運用人数等から見れば必ずしも有効活用されていないとは言えないのではないか。
- ・ 学校登山の引率者については、山岳総合センターでの講習を必須とすべき。
- ・ 国立登山研修所とは担う役割が異なるので、単純な比較は難しい。長野県山岳総合センターのよいところは、一般住民や安全登山を目指す人たちが利用しているところ。短いスパンで、土曜日曜を活用しているところがよい。
- ・ 最近ではアルピニズムを目指す成長講座よりも、読図や、特別な装備を使わずに安全登山する方法など、知識を身につける講座に人気がある。「学ぶ」需要が高まっているので、このような講座ができれば有効ではないか。

<国立登山研修所について>

- ・ 国立登山研修所では、大学や山岳会の研修講座を開催している。長野県のセンターも講座の拡大を考えてよいのではないか。
- ・ 国立登山研修所は、年間開所のうち半分の日数が稼働している。外部の人に使うことで稼働率を上げている。また、消防や自衛隊の自主的な山岳遭難救助研修会に施設や用具を貸し出すといったこともやっている。

<研修施設の実態について>

- ・ ENSAでは専従職員が1000人を超え、職員1人に対し、研修生の比率は2.3人。国立登山研修所や長野県の山岳総合センターでは、その比率が5倍以上になっている。稼動日数だけでは測れないところがある。
- ・ 長野県山岳総合センターと国立登山研修所では相互に協力している。

【新しい山岳ガイド資格制度の方向性について】

- ・ 登山をめぐる状況が変化し、初期の登山案内人と現在の案内人とでは、求められている役割が全く違っている。現在は、登山を楽しませてくれるコーディネーターの役割が求められている。
- ・ 長野県の山岳ガイド資格は、官が認めている数少ない例。ガイドの能力を認定し、職能範囲を定め、目的となすべき行為が一致した形にしておくことは、いつの日か山岳ガイドが国家資格に組み入れられた際には良い形で提案できるのではないか。
- ・ 山岳ガイドは登山者の補佐をする、登山を楽しんでもらうことを考えていくべきで、それを官が後押しするという方向ではないか。

【長野県の山岳ガイドの職能範囲について】

- ・ 事務局案の「よく整備された登山道」の「よく」は削る。

【外国人登山者について】

- ・ 外国人登山者が増えていることは事実。しかし、ルールを知らない者や守らない者が多い。
- ・ 各登山口において、登山のルールに関する外国語表記をすることが必要ではないか。
- ・ 強行日程の登山をしており、危険に思えることもある。
- ・ 状況に見合った装備をしていない者も多い。

【ツアー登山を企画する旅行会社への対応について】

- ・ 「旅行代金は安く」という流れであるが、安全を考えると、しっかりしたガイドの基準があれば、きちんとした料金を支払って、「安全を買う」という方向になると思う。
- ・ 日本旅行業協会、全国旅行業協会はツアー登山に関する協議会を設置している。ここ

では、安全に係るコンセンサスを持とうと協議を重ね、平成 23 年 1 月から、添乗員資格を持つ者に登山ガイド資格を取ってもらうための研修会を開始する方向でほぼ合意した。

長野県観光案内業条例（昭和28年4月2日条例第13号）

（目的）

第1条 この条例は、観光案内業者（以下「案内人」という。）の資質の向上と業務の適正化を図り、もつて観光案内業の健全な発達と観光客接遇の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で案内人とは、報酬を受けて観光客の案内を業とする者をいう。

（許可）

第3条 案内人になろうとする者は、様式第1号の申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。案内区域を変更し、又は追加しようとするときもまた同様とする。

（欠格条項）

第4条 許可を受けようとする者が、次の各号の一に該当するときは許可しない。

- （1）身体が虚弱のため業務に耐えることができないと認められる者
- （2）案内区域の地理沿革等に精通しない者
- （3）その他業務上不相当と認められる者

（試験）

第5条 知事は、必要があると認められるときは、許可を受けようとする者に対し、試験を行うことができる。

（許可証及び記章の交付）

第6条 知事は、許可をしたときは、様式第2号による許可証及び様式第3号による記章を交付する。

2 案内人は、就業中左胸部の見やすい箇所に記章をつけ、許可証及び料金表を携帯し、県係員又は案内を受ける者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 県係員は、前項の規定により請求するときは、様式第4号による証票を示して、これをしなければならない。

（許可更新）

第7条 許可の有効期間は、3年とする。

2 許可の有効期間満了後、引き続き案内人になろうとする者は、期間満了前2箇月以内に様式第1号による申請書を知事に提出して、その更新の許可を受けなければならない。

（許可証又は記章の再交付）

第8条 案内人は、許可証又は記章を亡失し若しくは著しく損じたときは、10日以内に様式第5号による許可証又は記章の再交付申請書を知事に提出して、その再

交付を受けなければならない。

2 許可証の記載事項に変更を生じたときは、10日以内に様式第6号による許可証変更届を知事に提出しなければならない。

(許可手数料等)

第9条 第3条、第7条第2項及び前条第1項の規定により、許可、許可更新又は許可証若しくは記章の再交付の申請をしようとする者は、次の手数料を納めなければならない。

- (1) 許可手数料 200円
- (2) 許可更新手数料 150円
- (3) 許可証又は記章の再交付手数料 100円

2 既納の手数は、還付しない。

(遵守行為)

第10条 案内人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 祝儀その他いかなる名儀をもつてするを問わず所定の料金以外の金品を請求しないこと。
- (2) 接客業者その他の者と結託し又はみずから宿泊、遊興、観覧、物品の購買等を強要しないこと。
- (3) 案内をしいて勧誘し、又は依頼者の承諾を得ないで案内をしないこと。
- (4) 許可証又は記章を貸与しないこと。
- (5) 高山植物、樹木、建造物等を損じないこと。
- (6) 遭難、疾病、傷い等の救急に要する簡易な器具や薬品を携帯し、事故が発生したときは、敏速に救護すること。
- (7) たき火、野営等をしたときは、じんあいの処理をすること。

(診断書)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、案内人に対して指定した医師の診断書の提出を命ずることができる。

(許可証の返納)

第12条 案内人が廃業し又は許可を取り消され若しくは業務の停止を命ぜられたときは、10日以内に許可証及び記章を返納しなければならない。

2 案内人が死亡したときは、戸籍法による戸籍届出者が前項の手続きを行わなければならない。

(許可の取消)

第13条 案内人が次の各号の一に該当するときは、知事は、その許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

- (1) 第4条の各号の一に該当するに至ったとき。
- (2) 第6条第2項、第10条及び前条の規定に違反し、又は第11条の診断書を提

出しないとき。

(3) 前各号の外、業務に関して不正な行為をしたとき。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

(1) 許可を受けないで観光案内業を営んだ者

(2) 前条の規定による営業の停止の処分に違反して営業を営んだ者
一部改正〔平成4年条例4号〕

(補則)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 長野県案内人取締条例（昭和23年長野県条例第114号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、従前の規定によつて許可を受けていた者は、この条例によつて許可された者とみなす。

附 則（昭和35年3月31日条例第4号）

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の条例の規定に基づいて交付されている証票又は許可証は、当分の間、この条例による改正後の条例の規定に基づいて交付された証票又は許可証とみなす。

附 則（平成4年3月19日条例第4号）

この条例は、平成4年5月7日から施行する。

長野県における山岳ガイド資格制度の沿革

時代	状況等 (■＝案内人組合、条例関係)
明治時代	○ 地元の者以外の登山目的は、測量、山林検分、学術調査。案内人、強力(ボッカ)としての仕事が発生。
明治時代末期	○ 一般登山者が増加。学校登山が開始。 ○ 案内人としての仕事は、現金収入であることから、作間かせぎとして重要になってくる。 ○ 案内人の手配ルートは旅館主であり、手配裁量権を有する旅館は固定化。
大正時代	○ 北アルプスに営業小屋が開業。案内人のニーズは増大。 ○ 登山者と案内人との間で、金銭や山中での応対でトラブルが発生するようになる。 ○ 案内人と旅館主の間に、「分け前」でトラブルが発生するようになる。
大正6年	■ 大町登山案内者組合創設(初)。
大正7年	■ 有明登山案内者組合創設。
大正8年	■ 白馬登山案内者組合創設。
大正11年	■ 島々口登山案内者組合創設。以降88組合創設。 ○ 案内人の資質、対応、日当の額算定などをめぐり、登山者や組合から地元へ苦情が寄せられるようになる。 ○ 駅前での客引き行為が増加。不明朗な契約が問題化。 ○ 接客態度などへの不満が問題化。
大正14年	■ 「登山者休泊所及案内者取締規則」施行 ・ 案内人に、警察の入山許可と料金の事前承認を義務付け。当初は口答試験。のちに筆記試験のみに。
昭和23年1月	■ 「登山者休泊所及案内人条例」施行
昭和23年12月	■ 「案内人取締条例」施行
昭和28年	■ 「長野県観光案内業条例」施行
平成4年	■ 罰金額 5,000円→20,000円
平成16年	■ 試験の内容の均一化と高度化 ・ 本庁許可 ← 地方事務所許可 ・ 許可区域の廃止(長野県全域 ← 地方事務所) ・ 受験資格の設定(登山経験、救急法講習受講) ・ 実技試験の実施
平成22年	○ 「長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会」設置